



市章

大和高田市公報



市の木：さざんか

目 次

条例	5
一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	5
大和高田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	6
大和高田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	6
大和高田市督促手数料の廃止等に伴う関係条例の整備に関する条例（収納対策課）	7
大和高田市自動車駐車場条例の一部を改正する条例（生活安全課）	8
大和高田市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例（都市計画課）	8
大和高田市高田商業高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例（学校教育課）	9
一般職の職員の給与等に関する条例及び大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	9
規則	34
一般職の職員の給与等に関する条例施行規則及び大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則（人事課）	34
訓令	36
大和高田市職員の懲戒処分等の指針の一部を改正する訓令（人事課）	36
大和高田市営住宅等明渡請求等検討委員会設置要綱の一部を改正する訓令（住宅課）	38
告示	39
大和高田市議会定例会の招集（財政課）	39
大和高田市住宅手当緊急特別措置事業実施要綱を廃止する告示（保護課）	39
公示送達（介護保険課）	39
放置自転車の移動、保管（生活安全課）	40
公示送達（保険医療課）	41
指定管理者が新たに設定する利用料金に関する告示（スポーツ振興課）	41
公示送達（保険医療課）	42
住民票の削除（市民課）	42
住民票の削除（市民課）	43
住民票の削除（市民課）	43
指定納付受託者の指定（市民課）	44
令和6年度大和高田市一般会計補正予算等の要領の公表（財政課）	44
大和高田市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する告示（こども家庭課）	62
住民票の削除（市民課）	70
都市計画図書の縦覧（都市計画課）	71
特定生産緑地の指定の解除（都市計画課）	71
指定居宅介護支援事業の廃止の届出（介護保険課）	72
指定居宅介護支援事業の廃止の届出（介護保険課）	72

引取りのない自転車等の処分（生活安全課）	72
公告	73
令和6年度総合行政ネットワーク（L G W A N）関連機器リース契約に係る納入業者等決定に関する条件付き一般競争入札（契約監理課）	73
令和6年度大和高田市職員採用試験（後期）の実施に関する公告（人事課）	76
令和6年度大和高田市職員採用試験（後期）の実施に関する公告（人事課）	81
吉井地内分筆に伴う測量業務委託に関する条件付き一般競争入札（契約監理課）	86
市営住宅入居者の公募（住宅課）	90
農用地利用集積計画の縦覧（農業振興課）	93
公売公告（収納対策課）	93
吉井地内分筆登記業務委託に関する条件付き一般競争入札（契約監理課）	95
公売公告（収納対策課）	99
公売公告（収納対策課）	102
大和都市計画道路の変更原案に係る公聴会の開催に関する公告（都市計画課）	106
令和6年度低所得世帯支援給付金（物価高騰分）給付事業運営業務委託に関する条件付き一般競争入札（契約監理課）	106
教育委員会	109
大和高田市高田商業高等学校授業料等減免等規則の一部を改正する規則（教育委員会）	109
大和高田市教育委員会12月定例委員会の招集（教育委員会）	110
選挙管理委員会	110
大和高田市の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の3分の1等（選挙管理委員会）	110
選挙人名簿抄本閲覧の状況の公表（選挙管理委員会）	110
農業委員会	111
大和高田市農業委員会1月定例委員会の招集（農業委員会）	111
公営企業	111
都市計画の図書の縦覧（下水道課）	111

公布された条例のあらまし

◇一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（人事課）

1 理由

労働基準法第37条第5項の規定により、勤務1時間当たりの給与額の算定基礎から除外することができない手当について、当該手当が算定基礎となるよう所要の改正を行います。

2 内容

1 勤務1時間当たりの給与額の算定基礎に、職務について支給される月額の特殊勤務手当を加えます。（第13条関係）

2 その他所要の改正

3 施行期日

公布の日

◇大和高田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（人事課）

1 理由

著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務に従事する職員に対し、その勤務の特殊性に応じて臨時的、一時的に支給される特殊勤務手当については、月額で支給するのはそぐわないため、月額で支給する特殊勤務手当を見直すものです。

2 内容

月額で支給する特殊勤務手当について、日額で支給し、その特殊勤務の実績に応じて支給するようにします。（第8条、第22条の3、第30条、第36条の7及び第36条の9関係）

3 施行期日

令和7年4月1日

◇大和高田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（人事課）

1 理由

雇用保険法の一部改正により就業手当が廃止され、地域延長給付の期限が延長されたことに伴い、これに合わせた所要の改正を行うものです。

2 内容

1 失業者の退職手当のうち、雇用保険法の就業促進手当に相当する退職手当に係る規定を削ります。（第11条関係）

2 雇用保険法の地域延長給付に準じた給付の期限を延長します。（附則第8項関係）

3 施行期日

令和7年4月1日

◇大和高田市督促手数料の廃止等に伴う関係条例の整備に関する条例（収納対策課）

1 理由

大和高田市の未収金回収及び債権の適正管理に向けた取組の一環として、督促手数料徴収事務に係る業務量の削減を図り、当該事務に要していた時間を市税等の徴収業務に充てることで、徴収に係る事務の効率性と徴収率の向上を目指すため、督促手数料の徴収規定を削るほか、延滞金の徴収規定の整備その他所要の改正を行います。

2 内容

第1条 大和高田市水洗便所改造資金貸付基金条例の一部改正

1 第8条の「督促手数料」の徴収規定を削ります。

2 その他所要の改正

第2条 大和高田市税賦課徴収条例の一部改正

1 第2条第2号の「督促手数料」の文言を削ります。

2 第10条の「督促手数料」の規定を「削除」とします。

第3条 大和高田市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部改正

1 第1条の「督促手数料」の文言を削ります。

2 第3条第1項の「督促手数料」の徴収規定を削り、同条を延滞金の徴収規定とするため、その全部を改正します。

3 第4条の「督促手数料」の文言を削ります。

4 その他所要の改正

第4条 大和高田市道路占用料条例の一部改正

1 第6条の「督促手数料」の徴収規定を削るとともに、延滞金の徴収を大和高田市税外収入金に係る督促及び延滞金徴収に関する条例の規定による旨定めます。

2 その他所要の改正

3 施行期日

令和7年4月1日

◇大和高田市自動車駐車場条例の一部を改正する条例（生活安全課）

1 理由

J R高田駅西側駐車場の管理運営業務に係る指定管理者制度の導入に当たって、指定管理者が現行の入出場時間を変更し、何時でも入出場を可能とする駐車場の管理運営を行う場合において、現行の規定では、午前0時から午前6時までの間の入出庫に係る料金設定について読替規定がないために解釈上のそごが生じるおそれがあることから、所要の改正を行います。

2 内容

1 指定管理者が設定する利用料金について、読替規定を定めます。（第15条及び別表関係）

2 その他所要の改正

3 施行期日

令和7年4月1日

◇大和高田市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例（都市計画課）

1 理由

平成4年に指定された生産緑地が令和4年に30年の営農義務の期限を迎え、宅地化等農地以外への活用の選択により、生産緑地が減少しています。この点、平成29年の生産緑地法の一部改正により、市町村は、条例により生産緑地の区域の規模を300㎡まで引下げ可能になったことから、本市都市計画審議会においても生産緑地の区域の規模の引下げによる生産緑地の保全が提言されました。これを受けて、生産緑地地区の区域の規模を従来の500㎡から300㎡に引き下げる条例を定めるものです。

2 内容

生産緑地地区の区域の規模を300㎡以上とする旨規定します。

3 施行期日

公布の日

◇大和高田市高田商業高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例（学校教育課）

1 理由

令和7年度入学者募集にあたり入学願書の提出についてインターネットの利用を認めることに伴い、入学考査料の納入について納付書を用いることができるよう改正を行うものです。

2 内容

1 入学考査料の納付期日について、市長が別に定める期日とします。（第5条関係）

2 その他所要の改正

3 施行期日

公布の日

◇一般職の職員の給与等に関する条例及び大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（人事課）

1 理由

人事院勧告に基づく一般職の職員の給与に関する法律等の改正に鑑み、本市の一般職の職員の

給与等を令和6年4月の民間給与との比較に基づく給与改定等のための関係法律の改正内容に合わせた所要の改正を行います。

2 内容

1 一般職の給与等に関する条例の一部改正（第1条関係）

- （1） 全ての給料表について、給料額の引上げを行います。（別表第1から別表第3までの規定関係）
- （2） 令和6年12月期の期末手当及び勤勉手当の支給割合をもとに0.05月分（再任用職員にあっては0.025月分）引き上げます。（第17条及び第18条関係）

2 一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正（第2条関係）

- （1） 令和7年6月期以降の期末手当及び勤勉手当の支給割合を平準化します。（第17条及び第18条関係）

3 大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正（第3条関係）

- （1） 特定任期付職員の給料表について、給料額の引上げを行います。（第7条関係）
- （2） 令和6年12月期の期末手当の支給割合を0.05月分引き上げます。（第8条関係）

4 大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正（第4条関係）

- （1） 特定任期付職員業績手当を廃止し、それに伴い、令和7年6月期以降の勤勉手当の支給を開始し、期末手当の支給割合を改正します。（第8条関係）

3 施行期日

令和7年4月1日（第2条及び第4条の規定）

公布の日（第1条及び第3条の規定）

令和6年4月1日（第1条及び第3条の規定）

条 例

条例第31号

一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月24日

大和高田市長 堀内 大造

一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与等に関する条例（昭和32年条例第63号）の一部を次のように改正する。

第4条の2第2項中「この項において」を削る。

第13条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、特殊勤務手当（市長が規則で定めるものに限る。以下この項において同じ。）の支給の対象となる職員に係る前項の規定の適用は、同項第1号中「地域手当の月額合計額（第1号会計年度任用職員にあっては、基本報酬の月額）」とあるのは「地域手当の月額並びに特殊勤務手当（市長が規則で定めるものに限る。以下この号において同じ。）の額の合計額（第1号会計年度任用職員にあっては、基準月額及び特殊勤務手当の合計額）」と、同項第2号中「基本報酬の日額を1日当たりの勤務時間」とあるのは「基準月額及び特殊勤務手当（市長が規則で定めるものに限る。）の額の合計額を21で除して得た額を7.75」と、同項第3号中「基本報酬

の時間額」とあるのは「基準月額及び特殊勤務手当（市長が規則で定めるものに限る。）の額の合計額を21で除して得た額を7.75で除して得た額」とする。ただし、特殊勤務手当が支給されない月がある場合における当該月に係る同項の規定の適用については、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例第32号

大和高田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月24日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

大和高田市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第8条中「1月につき2,500円」を「1日につき130円」に改める。

第22条の3第2項中「1月につき3,900円」を「1日につき200円」に改める。

第30条中「1月につき3,000円」を「1日につき260円」に改める。

第36条の7及び第36条の9中「1月につき3,900円」を「1日につき200円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の大和高田市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に始まる勤務に係る特殊勤務手当について適用し、同日前に始まった勤務に係る特殊勤務手当については、なお従前の例による。

条例第33号

大和高田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月24日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

大和高田市職員の退職手当に関する条例（昭和33年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第4号中「職業」を「安定した職業」に、「もの」を「者」に改め、同条第14項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

附則第8項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の大和高田市職員の退職手当に関する条例第11条第1項（第4号に係

る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（大和高田市職員の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であってこの条例の施行の日以後に安定した職業についた者について適用し、退職職員であって同日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

条例第34号

大和高田市督促手数料の廃止等に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和6年12月24日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市督促手数料の廃止等に伴う関係条例の整備に関する条例
(大和高田市水洗便所改造資金貸付基金条例の一部改正)

第1条 大和高田市水洗便所改造資金貸付基金条例（昭和59年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第4条中「大和高田市水洗便所改造助成条例」の次に「(昭和59年条例第25号)」を加える。
第8条を削る。

第9条中「第7条」を「前条」に改め、同条を第8条とし、第10条を第9条とし、第11条を第10条とし、第12条を第11条とする。

(大和高田市税賦課徴収条例の一部改正)

第2条 大和高田市税賦課徴収条例（昭和26年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「督促手数料、」を削る。

第10条を次のように改める。

第10条 削除

(大和高田市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部改正)

第3条 大和高田市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例（昭和36年条例第21号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大和高田市税外収入金に係る督促及び延滞金徴収に関する条例

第1条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3の規定に基づく分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の市の歳入（以下「税外収入金」という。）に係る督促及び延滞金の徴収については、法令その他別に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

第3条を次のように改める。

(延滞金)

第3条 税外収入金の納付義務者は、当該税外収入金を納期限後に納付する場合においては、当該税外収入金の額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

2 前項の延滞金を計算する場合において、その計算の基礎となる税外収入金の額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

3 前2項の規定により計算した延滞金の額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

4 第1項に規定する延滞金の額の計算についての年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

第4条中「督促手数料及び」を削る。

附則第3項中「第3条第2項」を「第3条第1項」に改める。

（大和高田市道路占用料条例の一部改正）

第4条 大和高田市道路占用料条例（昭和31年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

（延滞金）

第6条 占用料を納期限までに納付しない者に対しては、大和高田市税外収入金に係る督促及び延滞金徴収に関する条例（昭和36年条例第21号）の規定により延滞金を徴収する。この場合において、同条例第3条第1項及び同条例附則第3項中「年14.6パーセント」とあるのは「年14.5パーセント」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（督促手数料に関する経過措置）

2 この条例の施行の日前に発した督促状に係る督促手数料については、なお従前の例による。

条例第35号

大和高田市自動車駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月24日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市自動車駐車場条例の一部を改正する条例

大和高田市自動車駐車場条例（平成8年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「法」を「地方自治法」に改め、同条第2項前段中「利用料金は」を「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得た上で」に、「指定管理者が」を「利用料金を」に改め、同項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、別表第1に規定する使用料の額の範囲内において利用料金を定める場合においては、同表中「午前6時」とあるのは、「午前0時」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

条例第36号

大和高田市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例をここに公布する。

令和6年12月24日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第2項に規定する条例で定める区域の規模に関する条件は、300平方メートル以上の区域であることとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例第37号

大和高田市立高田商業高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月24日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市立高田商業高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例

大和高田市立高田商業高等学校授業料等徴収条例（昭和29年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「属する月」の次に「の在学期間」を加える。

第5条第1項中「2, 200円とし入学志願書受理の際これを徴収する」を「2, 200円とする」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 入学を志願する者は、入学考査料を市長が定める期日までに納付しなければならない。

第8条中「教育委員会」を「市長」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例第38号

一般職の職員の給与等に関する条例及び大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月24日

大和高田市長 堀内 大造

一般職の職員の給与等に関する条例及び大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

（一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正）

第1条 一般職の職員の給与等に関する条例（昭和32年条例第63号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「100分の122.5」を「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の122.5」を「6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5」に改め、同項第1号中「100分の68.75」を「6月に支給する場合には100分の68.75、12月に支給する場合には100分の71.25」に改める。

第18条第2項第1号中「100分の102.5」を「、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の48.75」を「、6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700
	28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200
	29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700
	30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000
	31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300
	32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500

	33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700
	34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000
	35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300
	36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500
	37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700
	38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500
	39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300
	40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100
	41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700
	42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300
	43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900
	44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500
	45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200
	46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000
	47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400
	48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100
	49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600
	50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000
	51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400
	52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800
	53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200
	54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600
	55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000
	56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300
	57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600
	58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000
	59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300
	60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600
	61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900
	62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800	
	63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100	
	64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400	
	65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600	
	66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900	
	67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200	
	68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500	
	69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700	
	70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000	
	71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300	

	72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500		
	73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700		
	74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000		
	75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300		
	76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500		
	77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700		
	78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000		
	79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300		
	80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500		
	81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700		
	82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000		
	83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300		
	84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500		
	85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700		
	86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500			
	87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800			
	88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000			
	89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200			
	90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500			
	91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800			
	92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000			
	93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200			
	94		299,400	347,400					
	95		299,700	347,800					
	96		300,100	348,200					
	97		300,300	348,400					
	98		300,600	348,800					
	99		301,000	349,200					
	100		301,400	349,500					
	101		301,600	349,800					
	102		301,900	350,200					
	103		302,200	350,600					
	104		302,500	351,000					
	105		302,700	351,500					
	106		303,000	351,900					
	107		303,300	352,300					
	108		303,600	352,700					
	109		303,800	353,200					
	110		304,200	353,600					

	111		304,600	353,900				
	112		304,900	354,200				
	113		305,100	354,700				
	114		305,300					
	115		305,600					
	116		306,000					
	117		306,200					
	118		306,400					
	119		306,700					
	120		307,000					
	121		307,400					
	122		307,600					
	123		307,900					
	124		308,200					
	125		308,500					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第19条の3に規定する職員を除く。

別表第2（第3条関係）

教育職給料表

ア 教育職給料表（1）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	199,900	246,300	354,600	423,900
	2	202,200	247,800	356,000	425,700
	3	204,500	249,200	357,400	427,500
	4	206,700	250,600	358,800	429,100
	5	208,900	252,000	360,200	430,600
	6	211,200	253,200	361,500	432,100
	7	213,400	254,400	362,800	433,900
	8	215,600	255,600	364,100	435,700

	9	217,800	257,000	365,300	437,400
	10	220,000	258,200	366,800	439,200
	11	222,200	259,500	368,300	441,100
	12	224,400	260,800	369,700	442,900
	13	226,600	262,100	371,000	444,600
	14	228,700	264,000	372,500	446,500
	15	230,800	265,800	374,000	448,300
	16	232,900	267,600	375,400	450,200
	17	235,000	269,300	376,800	451,900
	18	236,800	271,500	378,300	453,700
	19	238,500	273,700	379,700	455,500
	20	240,200	275,900	381,100	457,300
	21	241,900	278,100	382,500	458,900
	22	243,200	280,300	384,000	460,600
	23	244,500	282,500	385,500	462,500
	24	245,800	284,600	386,900	464,200
	25	247,000	286,600	388,200	465,900
	26	248,200	288,500	389,700	467,500
	27	249,400	290,400	391,200	469,000
	28	250,600	292,200	392,700	470,500
	29	251,700	294,000	394,100	472,000
	30	252,900	295,900	395,600	473,300
	31	254,100	297,700	397,100	474,600
	32	255,300	299,400	398,600	475,900
	33	256,400	301,100	400,000	477,100
	34	257,700	302,900	401,600	477,800
	35	259,000	304,600	403,200	478,500
	36	260,300	306,200	404,700	479,200
	37	261,700	307,800	405,900	479,800
	38	263,100	309,500	407,300	
	39	264,400	311,300	408,700	
	40	265,700	313,000	410,000	
	41	267,000	314,300	411,600	
	42	268,000	316,200	413,000	
	43	269,000	318,000	414,300	
	44	269,900	319,700	415,700	
	45	270,600	321,400	417,100	
	46	271,400	323,300	418,400	
	47	272,200	325,000	419,900	

	48	273,000	326,700	421,400	
	49	273,800	328,400	423,000	
	50	274,600	330,200	424,400	
	51	275,300	332,000	426,000	
	52	276,100	333,700	427,500	
	53	276,900	335,400	429,200	
	54	277,700	336,700	430,700	
	55	278,500	338,000	432,300	
	56	279,300	339,300	433,900	
	57	280,000	340,800	435,400	
	58	280,600	342,400	436,900	
	59	281,400	343,900	438,100	
	60	282,300	345,500	439,300	
	61	283,100	347,000	440,500	
	62	283,700	348,600	441,800	
	63	284,500	350,200	443,000	
	64	285,200	351,700	444,200	
	65	286,200	353,200	445,300	
	66	287,000	354,800	446,500	
	67	287,800	356,400	447,700	
	68	288,500	357,900	448,900	
	69	289,200	359,400	450,100	
	70	290,000	361,000	451,300	
	71	290,800	362,600	452,500	
	72	291,500	364,100	453,700	
	73	292,200	365,600	454,800	
	74	292,900	367,200	455,400	
	75	293,600	368,800	455,900	
	76	294,200	370,300	456,400	
	77	294,800	371,800	456,900	
	78	295,500	373,200		
	79	296,200	374,600		
	80	296,800	375,900		
	81	297,400	377,200		
	82	298,100	378,600		
	83	298,800	380,000		
	84	299,500	381,300		
	85	300,200	382,400		
	86	301,000	383,800		

	87	301,700	385,100		
	88	302,400	386,400		
	89	303,100	387,600		
	90	304,000	388,900		
	91	304,800	390,000		
	92	305,600	391,200		
	93	306,100	392,400		
	94	306,900	393,500		
	95	307,700	394,700		
	96	308,500	395,900		
	97	309,200	397,300		
	98	310,000	398,300		
	99	310,800	399,300		
	100	311,500	400,300		
	101	312,300	401,200		
	102	313,200	402,200		
	103	314,100	403,300		
	104	314,900	404,400		
	105	315,500	405,100		
	106	316,300	406,000		
	107	317,100	406,900		
	108	317,900	407,800		
	109	318,600	408,600		
	110	319,000	409,400		
	111	319,400	410,200		
	112	319,900	411,000		
	113	320,400	411,600		
	114	320,800	412,300		
	115	321,300	413,000		
	116	321,700	413,700		
	117	322,200	414,300		
	118	322,700	414,800		
	119	323,100	415,200		
	120	323,600	415,500		
	121	324,100	415,800		
	122	324,500	416,100		
	123	325,000	416,400		
	124	325,500	416,600		
	125	326,100	416,800		

	126	326,400	417,100		
	127	326,700	417,400		
	128	327,000	417,600		
	129	327,200	417,800		
	130	327,500	418,100		
	131	327,800	418,400		
	132	328,000	418,600		
	133	328,200	418,800		
	134	328,400	419,100		
	135	328,600	419,400		
	136	328,900	419,600		
	137	329,200	419,800		
	138	329,400	420,100		
	139	329,700	420,400		
	140	330,000	420,600		
	141	330,200	420,800		
	142	330,400	421,100		
	143	330,700	421,400		
	144	330,900	421,600		
	145	331,200	421,800		
	146	331,400			
	147	331,700			
	148	332,000			
	149	332,200			
	150	332,400			
	151	332,700			
	152	333,000			
	153	333,200			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		238,500	279,100	336,600	421,900
備考					
(1) この表は、高等学校に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、講師、実習助手その他の職員で市長が定めるものに適用する。					
(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で市長が規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。					

イ 教育職給料表（2）

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年		円	円	円	円
前再	1	199,900	220,700	323,900	413,600
任用	2	202,200	223,100	326,000	415,100
短時	3	204,500	225,500	328,100	416,600
間勤	4	206,700	227,900	330,200	418,000
務職	5	208,900	230,300	332,200	419,300
員以	6	211,200	232,700	334,300	420,700
外の	7	213,400	235,100	336,400	422,100
職員	8	215,600	237,500	338,500	423,500
	9	217,800	239,900	340,500	424,900
	10	220,000	241,500	342,600	426,300
	11	222,200	243,100	344,700	427,700
	12	224,400	244,700	346,700	429,000
	13	226,600	246,300	348,700	430,300
	14	228,700	247,800	350,200	431,700
	15	230,800	249,200	351,700	433,100
	16	232,900	250,600	353,200	434,500
	17	235,000	252,000	354,600	435,700
	18	236,800	253,200	356,000	437,000
	19	238,500	254,400	357,400	438,200
	20	240,200	255,600	358,800	439,500
	21	241,900	257,000	360,200	440,600
	22	243,200	258,200	361,500	441,700
	23	244,500	259,500	362,800	442,900
	24	245,800	260,800	364,100	444,100
	25	247,000	262,100	365,300	445,400
	26	248,100	264,000	366,600	446,600
	27	249,200	265,800	367,800	447,600
	28	250,300	267,600	369,000	448,700
	29	251,500	269,300	370,200	449,900
	30	252,800	271,500	371,400	450,700
	31	254,000	273,700	372,600	451,500
	32	255,200	275,900	373,700	452,400
	33	256,300	278,100	374,800	453,300
	34	257,500	280,300	376,000	453,800

	35	258,700	282,500	377,200	454,300
	36	259,900	284,600	378,300	454,800
	37	261,100	286,600	379,400	455,300
	38	262,300	288,500	380,600	
	39	263,500	290,400	381,800	
	40	264,700	292,200	382,900	
	41	265,900	294,000	384,000	
	42	267,000	295,900	385,200	
	43	268,100	297,700	386,400	
	44	269,200	299,400	387,500	
	45	270,200	301,100	388,600	
	46	271,000	302,900	389,800	
	47	271,800	304,600	391,000	
	48	272,600	306,200	392,200	
	49	273,300	307,800	393,400	
	50	274,100	309,500	394,700	
	51	274,800	311,300	395,900	
	52	275,500	313,000	397,100	
	53	276,300	314,300	398,300	
	54	277,100	316,200	399,600	
	55	277,900	318,000	400,600	
	56	278,600	319,700	401,700	
	57	279,300	321,400	402,900	
	58	280,100	323,300	404,100	
	59	280,900	325,000	405,300	
	60	281,600	326,700	406,500	
	61	282,200	328,400	407,600	
	62	282,900	330,200	408,600	
	63	283,600	332,000	409,900	
	64	284,200	333,700	411,100	
	65	284,900	335,400	412,300	
	66	285,600	336,700	413,400	
	67	286,300	338,000	414,500	
	68	287,000	339,300	415,600	
	69	287,700	340,800	416,600	
	70	288,500	342,300	417,800	
	71	289,200	343,800	419,000	
	72	289,900	345,300	420,200	
	73	290,400	346,700	420,800	

	74	291, 100	348, 200	421, 600	
	75	291, 800	349, 700	422, 300	
	76	292, 400	351, 200	422, 800	
	77	293, 000	352, 600	423, 100	
	78	293, 700	354, 100	423, 400	
	79	294, 300	355, 600	423, 800	
	80	294, 900	357, 100	424, 200	
	81	295, 500	358, 500	424, 500	
	82	296, 100	359, 800	424, 900	
	83	296, 700	361, 100	425, 200	
	84	297, 300	362, 300	425, 500	
	85	297, 800	363, 500	425, 800	
	86	298, 300	364, 700	426, 200	
	87	298, 800	365, 900	426, 500	
	88	299, 300	367, 000	426, 800	
	89	299, 700	368, 100	427, 100	
	90	300, 300	369, 200	427, 400	
	91	300, 800	370, 300	427, 700	
	92	301, 300	371, 400	427, 900	
	93	301, 600	372, 500	428, 100	
	94	302, 100	373, 700		
	95	302, 600	374, 800		
	96	303, 000	375, 900		
	97	303, 400	376, 900		
	98	303, 900	377, 900		
	99	304, 400	378, 800		
	100	304, 800	379, 700		
	101	305, 200	380, 500		
	102	305, 600	381, 500		
	103	306, 000	382, 400		
	104	306, 300	383, 300		
	105	306, 500	384, 100		
	106	306, 800	385, 000		
	107	307, 100	385, 900		
	108	307, 300	386, 800		
	109	307, 500	387, 600		
	110	307, 700	388, 600		
	111	308, 000	389, 500		
	112	308, 300	390, 400		

	113	308,500	391,000		
	114	308,700	391,900		
	115	308,900	392,800		
	116	309,200	393,700		
	117	309,500	394,500		
	118	309,700	395,200		
	119	310,000	396,000		
	120	310,300	396,800		
	121	310,500	397,400		
	122	310,700	398,100		
	123	310,900	398,800		
	124	311,200	399,400		
	125	311,500	400,000		
	126		400,700		
	127		401,200		
	128		401,800		
	129		402,400		
	130		403,000		
	131		403,500		
	132		404,000		
	133		404,300		
	134		404,600		
	135		404,900		
	136		405,200		
	137		405,500		
	138		405,800		
	139		406,100		
	140		406,400		
	141		406,700		
	142		407,000		
	143		407,300		
	144		407,600		
	145		407,800		
	146		408,100		
	147		408,400		
	148		408,600		
	149		408,800		
	150		409,100		
	151		409,400		

	152		409,600		
	153		409,800		
	154		410,100		
	155		410,400		
	156		410,600		
	157		410,800		
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		229,700	276,000	330,000	411,900

備考

- (1) この表は、幼稚園に勤務する園長、副園長、教諭、講師その他の職員で市長が定めるものに適用する。
- (2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で市長が規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3（第3条関係）

ア 医療職給料表（1）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	291,400	370,000	426,700	484,400	574,500
	2	293,700	372,600	428,700	486,200	577,600
	3	296,000	375,100	430,700	488,000	580,700
	4	298,200	377,600	432,600	489,800	583,800
	5	300,300	380,100	434,500	491,600	586,700
	6	303,800	382,800	436,100	493,300	589,100
	7	307,300	385,500	437,700	495,000	591,500
	8	310,700	388,100	439,300	496,700	593,900
	9	314,100	390,200	440,900	498,400	596,100
	10	317,600	392,700	442,700	500,500	597,600
	11	321,000	395,200	444,500	502,600	599,100
	12	324,400	397,700	446,300	504,700	600,600
	13	327,800	400,300	448,100	506,700	602,100
	14	331,300	403,000	449,900	508,600	603,200
	15	334,700	405,600	451,700	510,700	604,300
	16	338,100	408,100	453,500	512,700	605,200

	17	341,500	410,500	455,100	514,600	606,400
	18	344,600	412,700	457,100	516,600	607,400
	19	347,700	414,800	459,000	518,600	608,400
	20	350,800	416,900	460,900	520,400	609,400
	21	354,000	419,000	462,300	522,200	610,400
	22	357,100	420,500	464,100	524,000	
	23	360,200	422,000	465,900	525,800	
	24	363,200	423,500	467,700	527,600	
	25	366,200	424,900	469,500	529,200	
	26	368,500	426,400	471,300	531,000	
	27	370,800	427,900	473,100	532,800	
	28	373,000	429,300	474,900	534,600	
	29	374,900	430,700	476,700	536,200	
	30	376,600	432,200	478,500	538,000	
	31	378,300	433,700	480,300	539,800	
	32	380,100	435,100	482,100	541,500	
	33	381,900	436,500	483,900	543,100	
	34	383,700	438,000	485,800	544,900	
	35	385,300	439,500	487,700	546,600	
	36	386,700	440,900	489,600	548,300	
	37	388,100	442,300	491,500	549,800	
	38	389,600	443,700	493,200	551,400	
	39	391,100	445,100	495,000	552,800	
	40	392,600	446,500	496,800	554,400	
	41	394,100	447,900	498,400	555,900	
	42	394,800	449,300	500,200	557,300	
	43	395,400	450,700	502,000	558,700	
	44	396,100	452,100	503,600	560,000	
	45	397,000	453,500	505,000	561,200	
	46	397,600	454,900	506,700	562,200	
	47	398,200	456,300	508,500	563,200	
	48	398,800	457,700	510,200	564,200	
	49	399,400	459,100	511,700	565,200	
	50	399,900	460,800	513,000	566,100	
	51	400,400	462,400	514,300	567,000	
	52	400,900	464,000	515,600	567,900	
	53	401,400	465,600	516,600	568,700	
	54	401,800	466,800	517,900	569,600	
	55	402,200	468,000	519,200	570,500	

	56	402,600	469,100	520,500	571,400	
	57	403,000	470,100	521,500	572,300	
	58	403,400	471,100	522,300	573,200	
	59	403,800	472,000	523,100	574,100	
	60	404,200	472,800	523,900	574,800	
	61	404,600	473,500	524,800	575,700	
	62	405,000	474,200	525,600	576,600	
	63	405,400	474,900	526,400	577,500	
	64	405,800	475,500	527,100	578,400	
	65	406,100	476,200	527,900	579,300	
	66		476,900	528,700		
	67		477,500	529,400		
	68		478,100	530,300		
	69		478,400	531,200		
	70		479,000	532,000		
	71		479,700	532,900		
	72		480,400	533,800		
	73		480,800	534,600		
	74		481,400	535,500		
	75		482,100	536,400		
	76		482,800	537,100		
	77		483,200	537,900		
	78		483,800	538,800		
	79		484,400	539,700		
	80		484,900	540,600		
	81		485,400	541,400		
	82		485,900	542,300		
	83		486,400	543,200		
	84		486,900	544,100		
	85		487,300	544,900		
	86		487,800	545,800		
	87		488,200	546,700		
	88		488,700	547,600		
	89		489,200	548,400		
	90		489,800			
	91		490,400			
	92		490,800			
	93		491,300			
	94		491,900			

	95		492,500			
	96		493,000			
	97		493,500			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		301,700	344,400	399,500	473,300	573,800

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する医師で市長が規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表（2）

職員の区分	職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額	6級 給料月額	7級 給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	188,600	227,400	258,500	278,600	303,500	341,100	379,500
	2	190,700	228,700	259,700	279,400	305,000	342,800	381,800
	3	192,800	230,000	260,800	280,200	306,500	344,500	384,100
	4	194,900	231,300	261,900	281,000	308,000	346,100	386,400
	5	196,900	232,500	263,000	281,800	309,500	347,700	388,700
	6	198,900	233,600	263,800	282,600	310,900	349,400	391,300
	7	200,900	234,600	264,600	283,400	312,300	351,000	393,900
	8	202,700	235,600	265,400	284,100	313,700	352,600	396,500
	9	204,500	236,700	266,200	284,800	315,000	354,200	398,600
	10	206,400	237,900	267,000	285,500	316,400	355,900	400,800
	11	208,300	239,200	267,800	286,200	317,800	357,600	403,000
	12	210,400	240,500	268,600	287,000	319,200	359,200	405,200
	13	212,100	241,800	269,400	287,800	320,600	360,700	407,200
	14	214,100	243,100	270,200	288,600	322,200	362,400	409,200
	15	216,300	244,400	271,000	289,400	323,700	364,000	411,200
	16	218,400	245,600	271,800	290,100	325,200	365,600	413,200
	17	220,500	246,800	272,600	290,800	326,700	367,200	415,000
	18	221,600	248,000	273,400	291,900	328,300	368,800	416,900
	19	222,700	249,200	274,200	293,000	329,800	370,400	418,800
	20	223,800	250,400	275,000	294,200	331,300	372,000	420,600
	21	224,900	251,500	275,800	295,400	332,800	373,600	422,400
	22	225,800	252,400	276,600	296,600	334,400	375,600	424,000
	23	226,700	253,200	277,400	297,800	335,900	377,600	425,600

	24	227,600	254,000	278,200	299,000	337,400	379,600	427,100
	25	228,500	254,800	279,000	300,200	338,900	381,000	428,600
	26	229,400	255,600	279,900	301,400	340,500	382,700	429,900
	27	230,300	256,400	280,800	302,600	342,100	384,400	431,200
	28	231,200	257,200	281,600	303,800	343,600	386,100	432,500
	29	232,100	258,000	282,400	305,000	344,900	387,800	433,800
	30	233,000	258,800	283,300	306,200	346,400	389,300	435,000
	31	233,900	259,600	284,200	307,300	347,900	390,800	436,200
	32	234,800	260,400	285,000	308,500	349,400	392,300	437,300
	33	235,600	261,200	285,800	309,800	350,900	393,600	438,500
	34	236,400	262,000	286,900	311,000	352,400	394,900	439,600
	35	237,200	262,700	287,900	312,200	353,900	396,200	440,800
	36	238,000	263,500	288,900	313,400	355,300	397,300	442,000
	37	238,800	264,400	289,900	314,600	356,700	398,400	443,100
	38	239,600	265,200	291,000	315,700	358,300	399,500	443,900
	39	240,400	266,000	292,000	316,900	359,800	400,600	444,300
	40	241,200	266,800	293,000	318,100	361,300	401,700	445,000
	41	241,800	267,600	294,000	319,300	362,500	402,500	445,500
	42	242,400	268,400	295,000	320,600	363,600	403,300	445,900
	43	243,000	269,200	296,000	321,900	364,800	404,100	446,300
	44	243,500	270,000	297,000	323,100	365,900	404,900	446,700
	45	244,000	270,700	298,000	324,000	366,900	405,300	447,100
	46	244,600	271,500	299,200	325,200	367,700	405,900	447,500
	47	245,100	272,300	300,300	326,400	368,700	406,400	447,900
	48	245,500	273,100	301,400	327,600	369,800	406,800	448,200
	49	245,900	273,800	302,500	328,700	370,800	407,200	448,500
	50	246,400	274,600	303,600	329,700	371,800	407,400	448,900
	51	246,900	275,300	304,700	330,700	372,800	407,700	449,200
	52	247,400	276,000	305,800	331,600	373,700	408,000	449,500
	53	247,700	276,700	306,900	332,500	374,500	408,300	449,800
	54	248,000	277,400	308,000	333,500	375,300	408,600	
	55	248,300	278,100	309,100	334,500	376,200	408,900	
	56	248,600	278,800	310,200	335,400	377,000	409,200	
	57	248,900	279,500	311,200	335,900	377,500	409,400	
	58	249,200	280,200	312,200	336,800	378,300	409,700	
	59	249,500	280,900	313,200	337,500	379,100	410,000	
	60	249,800	281,500	314,200	338,400	379,900	410,300	
	61	250,100	282,100	315,200	339,100	380,300	410,500	
	62	250,400	282,800	316,200	339,400	381,000	410,800	

	63	250,700	283,500	317,200	339,900	381,700	411,100		
	64	251,000	284,100	318,100	340,500	382,300	411,400		
	65	251,300	284,700	319,000	341,100	382,700	411,600		
	66	251,600	285,400	319,800	341,800	383,200			
	67	251,900	286,100	320,500	342,500	383,800			
	68	252,200	286,700	321,200	343,100	384,400			
	69	252,500	287,300	321,800	343,800	384,800			
	70	252,800	288,000	322,500	344,300	385,300			
	71	253,100	288,700	323,100	344,900	385,800			
	72	253,300	289,300	323,700	345,500	386,300			
	73	253,500	289,900	324,300	345,800	386,900			
	74	253,800	290,400	324,500	346,400	387,400			
	75	254,100	290,800	325,000	346,900	388,000			
	76	254,300	291,200	325,500	347,400	388,600			
	77	254,500	291,600	326,100	347,900	389,100			
	78	254,800	291,900	326,600	348,400	389,600			
	79	255,100	292,200	327,100	348,900	390,100			
	80	255,300	292,500	327,500	349,300	390,600			
	81	255,500	292,800	328,100	349,600	390,900			
	82	255,800	293,100	328,600	349,900	391,400			
	83	256,100	293,400	329,000	350,100	391,800			
	84	256,300	293,700	329,500	350,400	392,200			
	85	256,500	293,900	330,000	350,900	392,600			
	86		294,100	330,400	351,200				
	87		294,300	330,600	351,500				
	88		294,500	330,900	351,800				
	89		294,900	331,300	352,200				
	90		295,100	331,700	352,500				
	91		295,300	332,000	352,800				
	92		295,500	332,300	353,100				
	93		295,900	332,600	353,500				
	94		296,100	332,800	353,800				
	95		296,300	333,200	354,100				
	96		296,600	333,500	354,400				
	97		296,900	333,700	354,700				
	98		297,100	334,000	355,100				
	99		297,300	334,300	355,500				
	100		297,600	334,600	355,900				
	101		297,900	334,800	356,400				

	102		298,100	335,100	356,800			
	103		298,300	335,400	357,200			
	104		298,600	335,600	357,600			
	105		298,900	335,800	358,100			
	106			336,000				
	107			336,400				
	108			336,600				
	109			336,800				
	110			337,200				
	111			337,600				
	112			338,000				
	113			338,200				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		193,000	219,600	248,100	261,700	287,300	328,400	371,000

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で市長が定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表（3）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	207,700	240,600	277,600	293,000	310,300	342,200
	2	209,600	242,800	278,700	293,600	311,500	343,900
	3	211,400	245,000	279,800	294,200	312,700	345,600
	4	213,100	247,200	280,800	294,700	313,800	347,300
	5	214,800	249,400	281,800	295,200	314,900	349,000
	6	216,700	250,400	282,300	295,800	316,000	350,700
	7	218,500	251,300	282,800	296,400	317,100	352,400
	8	220,200	252,200	283,300	296,900	318,200	354,000
	9	221,900	253,100	283,800	297,400	319,300	355,500
	10	223,900	254,300	284,300	298,000	320,300	357,200
	11	225,800	255,400	284,800	298,600	321,300	358,900
	12	227,700	256,300	285,300	299,100	322,300	360,600
	13	229,600	257,100	285,800	299,600	323,300	362,000

	14	231,600	257,800	286,300	300,200	324,500	363,700
	15	233,600	258,500	286,800	300,800	325,700	365,400
	16	235,600	259,400	287,300	301,300	326,900	367,100
	17	237,600	260,500	287,800	301,800	328,000	368,900
	18	239,600	261,600	288,300	302,500	329,200	370,900
	19	241,700	262,700	288,800	303,200	330,300	372,900
	20	243,700	263,800	289,300	303,900	331,400	374,900
	21	245,600	264,900	289,800	304,600	332,500	376,600
	22	246,800	266,000	290,300	305,500	333,700	378,700
	23	248,000	267,100	290,800	306,400	334,800	380,800
	24	249,100	268,200	291,300	307,300	335,900	382,800
	25	250,200	269,200	291,800	308,100	337,000	384,700
	26	251,100	270,300	292,300	309,000	338,200	386,300
	27	252,000	271,400	292,800	309,900	339,300	388,100
	28	252,900	272,400	293,300	310,800	340,400	389,900
	29	253,700	273,400	293,800	311,600	341,500	391,600
	30	254,500	274,100	294,400	312,500	342,700	393,300
	31	255,200	274,800	295,200	313,400	343,800	395,200
	32	255,900	275,500	296,000	314,300	344,900	396,900
	33	256,700	276,200	296,700	315,100	346,000	398,600
	34	257,500	276,800	297,500	316,200	347,300	400,300
	35	258,300	277,300	298,300	317,300	348,600	402,100
	36	259,000	277,800	299,100	318,400	349,900	403,800
	37	259,700	278,300	299,800	319,500	351,100	405,400
	38	260,600	278,900	300,600	320,600	352,600	407,100
	39	261,500	279,400	301,400	321,700	354,100	408,900
	40	262,300	279,900	302,100	322,800	355,600	410,700
	41	263,100	280,300	302,900	323,900	356,800	412,200
	42	264,000	280,800	303,700	325,100	358,300	413,700
	43	264,800	281,300	304,500	326,200	359,700	415,200
	44	265,600	281,800	305,300	327,300	361,100	416,500
	45	266,400	282,300	306,000	328,100	362,500	417,600
	46	267,100	282,800	307,000	329,200	363,500	418,700
	47	267,800	283,300	308,000	330,300	364,900	419,800
	48	268,400	283,800	308,900	331,300	366,200	421,000
	49	269,000	284,300	309,800	332,300	367,500	422,300
	50	269,500	284,800	310,800	333,300	368,900	423,400
	51	270,000	285,300	311,800	334,300	370,200	424,600
	52	270,400	285,800	312,700	335,300	371,500	425,700

53	270,800	286,300	313,600	336,500	373,000	426,900
54	271,300	286,800	314,600	337,800	374,200	427,900
55	271,800	287,300	315,600	339,000	375,300	429,000
56	272,200	287,800	316,600	340,200	376,500	430,100
57	272,600	288,300	317,400	341,100	377,600	431,100
58	273,000	289,100	318,400	342,300	378,500	431,600
59	273,400	289,900	319,400	343,400	379,500	432,200
60	273,800	290,600	320,300	344,700	380,400	432,600
61	274,200	291,300	321,200	345,700	381,000	433,200
62	274,600	292,200	322,200	346,600	381,800	433,700
63	275,000	293,100	323,200	347,700	382,600	434,100
64	275,400	293,900	324,100	348,900	383,400	434,600
65	275,800	294,700	325,000	350,000	384,100	435,100
66	276,200	295,600	326,200	351,200	384,800	435,500
67	276,600	296,400	327,400	352,400	385,500	435,800
68	277,000	297,200	328,600	353,400	386,100	436,100
69	277,400	298,000	329,300	354,400	386,700	436,500
70	277,900	298,900	330,400	355,400	387,300	
71	278,400	299,800	331,500	356,500	388,000	
72	278,800	300,700	332,400	357,600	388,600	
73	279,200	301,600	333,500	358,400	389,300	
74	279,800	302,500	334,200	359,500	389,800	
75	280,400	303,400	335,300	360,600	390,400	
76	280,900	304,300	336,400	361,600	390,900	
77	281,400	305,100	337,500	362,300	391,300	
78	282,000	306,100	338,700	363,100	391,900	
79	282,600	307,100	339,800	363,900	392,400	
80	283,100	308,000	340,900	364,600	392,700	
81	283,600	308,500	342,000	365,200	393,000	
82	284,100	309,400	343,100	365,700	393,500	
83	284,600	310,300	344,100	366,200	393,900	
84	285,100	311,100	345,200	366,700	394,200	
85	285,600	311,900	346,100	367,300	394,500	
86	286,100	312,900	347,100	367,800	395,000	
87	286,600	313,900	348,000	368,300	395,500	
88	287,100	314,900	349,000	368,800	395,900	
89	287,600	315,800	349,900	369,200	396,200	
90	288,100	316,900	350,700	369,600	396,600	
91	288,600	317,900	351,500	370,200	397,100	

	92	289,100	318,900	352,300	370,700	397,500		
	93	289,600	319,700	352,900	371,000	397,900		
	94	290,200	320,400	353,500	371,500			
	95	290,800	321,100	354,100	371,900			
	96	291,400	321,700	354,700	372,200			
	97	292,000	322,200	355,100	372,800			
	98	292,500	322,500	355,500	373,300			
	99	293,000	323,100	356,000	373,800			
	100	293,500	323,700	356,400	374,300			
	101	294,000	324,100	356,900	374,900			
	102	294,500	324,700	357,300	375,400			
	103	295,000	325,300	357,800	375,900			
	104	295,400	325,800	358,200	376,300			
	105	295,800	326,200	358,500	376,900			
	106	296,300	326,700	359,000	377,400			
	107	296,800	327,200	359,400	377,900			
	108	297,100	327,700	359,700	378,400			
	109	297,300	328,100	360,100	379,000			
	110	297,600	328,500	360,600	379,400			
	111	297,800	328,800	361,100	379,900			
	112	298,100	329,100	361,600	380,400			
	113	298,400	329,400	362,100	381,000			
	114	298,600	329,800	362,600				
	115	298,900	330,100	363,100				
	116	299,100	330,400	363,500				
	117	299,400	330,600	363,900				
	118	299,700	330,900	364,300				
	119	300,000	331,200	364,800				
	120	300,300	331,400	365,300				
	121	300,600	331,600	365,700				
	122	301,000	331,900	366,200				
	123	301,300	332,200	366,700				
	124	301,600	332,500	367,200				
	125	301,800	332,700	367,500				
	126	302,000	333,000					
	127	302,300	333,400					
	128	302,700	333,600					
	129	302,900	333,800					
	130	303,200	334,000					

	131	303,600	334,400					
	132	304,000	334,600					
	133	304,200	334,900					
	134	304,500	335,300					
	135	304,800	335,700					
	136	305,100	336,100					
	137	305,300	336,400					
	138	305,600	336,800					
	139	305,900	337,200					
	140	306,200	337,600					
	141	306,400	337,900					
	142	306,800	338,300					
	143	307,200	338,600					
	144	307,500	339,000					
	145	307,700	339,300					
	146	307,900	339,700					
	147	308,200	340,100					
	148	308,600	340,500					
	149	308,800	340,800					
	150	309,000	341,200					
	151	309,300	341,600					
	152	309,600	342,000					
	153	310,000	342,300					
	154	310,200						
	155	310,400						
	156	310,700						
	157	311,000						
	158	311,300						
	159	311,600						
	160	311,900						
	161	312,300						
	162	312,600						
	163	312,900						
	164	313,200						
	165	313,600						
	166	313,900						
	167	314,200						
	168	314,500						
	169	314,900						

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額
	円	円	円	円	円	円
	239,700	260,200	267,500	277,900	294,300	331,900

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する助産師、看護師、准看護師その他の職員で市長が定めるものに適用する。

第2条 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の125」に改め、同条第3項中「6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の125」に改め、同項第1号中「6月に支給する場合には100分の68.75、12月に支給する場合には100分の71.25」を「100分の70」に改める。

第18条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の105」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25」を「100分の50」に改める。

（大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

第3条 大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成29年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「

380,000円
427,000円
477,000円
539,000円
615,000円
718,000円
839,000円

」を

「

392,000円
440,000円
492,000円
555,000円
634,000円
740,000円
864,000円

」に改める。

第8条第2項中「100分の122.5」を「6月に支給する場合には100分の122.5、

12月に支給する場合には100分の127.5」に、「100分の170」を「6月に支給する場合には100分の170、12月に支給する場合には100分の175」に改める。

第4条 大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第3項を削る。

第8条第1項第1号中「、第18条」を削り、同条第2項中「第2条第1項、第15条の2第1項及び第17条第2項」を「第15条の2第1項、第17条第2項及び第18条第2項第1号」に改め、「、給与条例第2条第1項中「及び義務教育等教員特別手当」とあるのは「、義務教育等教員特別手当及び大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成29年条例第17号）第7条第3項の特定任期付職員業績手当」と」を削り、「6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の125」に、「6月に支給する場合には100分の170、12月に支給する場合には100分の175」を「100分の95」と、給与条例第18条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与等に関する条例（次条において「改正後の給与等条例」という。）の規定及び第3条の規定による改正後の大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（次条において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

（給与の内払）

第2条 改正後の給与等条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与等に関する条例又は第3条の規定による改正前の大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与等条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

規 則

規則第36号

一般職の職員の給与等に関する条例施行規則及び大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年12月24日

大和高田市長 堀内 大造

一般職の職員の給与等に関する条例施行規則及び大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

（一般職の職員の給与等に関する条例施行規則の一部改正）

第1条 一般職の職員の給与等に関する条例施行規則（昭和32年規則第11号）の一部を次のように改正する。

第6条の7を第6条の8とし、第6条の4から第6条の6までを1条ずつ繰り下げ、第6条の3の次に次の1条を加える。

（勤務1時間当たりの給与額の算出基礎に含まれる特殊勤務手当）

第6条の4 条例第13条第2項の規則で定める特殊勤務手当は、次に掲げるものとする。

- （1） 大和高田市職員の特殊勤務手当に関する条例第34条第1項、第5項及び第7項の規定により額が定められる特殊勤務手当
- （2） 大和高田市職員の特殊勤務手当に関する条例第36条の19第1項の規定により額が定められる特殊勤務手当

第19条第1項第1号中「100分の107.5」を「100分の112.5」に、「100分の112.5」を「100分の117.5」に改め、同項第2号中「100分の102.5」を「100分の107.5」に、「100分の107.5」を「100分の112.5」に改め、同項第3号中「100分の102.5」を「100分の107.5」に改め、同項第4号中「100分の97.5」を「100分の102.5」に改め、同条第2項第1号中「100分の48.75」を「100分の51.25」に、「100分の53.75」を「100分の56.25」に改め、同項第2号中「100分の48.75」を「100分の51.25」に改め、同項第3号中「100分の43.75」を「100分の46.25」に改める。

第2条 一般職の職員の給与等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第19条第1項第1号中「優秀な職員」の次に「(会計年度任用職員を除く。)」を加え、「100分の112.5」を「100分の110」に、「100分の117.5」を「100分の115」に改め、同項第2号中「100分の107.5」を「100分の105」に、「100分の112.5」を「100分の110」に改め、同項第3号中「100分の107.5」を「100分の105」に改め、同項第4号中「100分の102.5」を「100分の100」に改め、同条第2項第1号中「100分の51.25」を「100分の50」に、「100分の56.25」を「100分の55」に改め、同項第2号中「100分の51.25」を「100分の50」に改め、同項第3号中「100分の46.25」を「100分の45」に改め、同条第4項第1号中「第2号に掲げる職員」の次に「(会計年度任用職員を除く。)」を、「職員」の次に「会計年度任用職員及び」を加え、同項第2号中「100分の30」を「100分の5」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

- （2） 第1項第2号に掲げる職員のうち会計年度任用職員 任命権者がその成績率を定める会計年度任用職員の総数に占める100分の5以下の割合

（大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例施行規則の一部改正）

第3条 大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例施行規則（平成30年規則第6号）の一部を次のように改正する。

第4条の前の見出し並びに同条及び第5条を削り、第6条を第4条とし、第7条を第5条とする。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第3条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（第6条の7を第6条の8とし、第6条の4から第6条の6までを1条ずつ繰り下げ、第6条の3の次に第6条の4を加える改正規定を除く。）による改正後の一般職の職員の給与等に関する条例施行規則の規定は、令和6年12月1日から適用する。

訓 令

訓令第8号

大和高田市職員の懲戒処分等の指針の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年12月16日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市職員の懲戒処分等の指針の一部を改正する訓令

大和高田市職員の懲戒処分等の指針（平成20年訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第3 懲戒処分等の種類の部2 指導措置の項（2）及び（3）中「所属部長」の前に「副市長又は」を加える。

第5 標準例の部1 一般服務関係の項の表中

「

(16) 内部通報における非違行為(大和高田市法令遵守推進条例第8条の規定による公益通報、大和高田市職員のセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱に基づく通報を含む。)	ア 職員の非違行為について内部通報を行った職員を詮索し、又はこれに不利益を及ぼした場合	停職又は減給
	イ 事実をねつ造して非違行為の内部通報を行った場合	減給又は戒告
	ウ 上記イの場合において、内部通報を受け、真偽を確認せずにその通報内容を流布した場合	停職又は減給
	エ 匿名等により、事実をねつ造して非違行為の内部通報を行った場合	免職、停職又は減給
	オ 上記エの場合において、内部通報を受け、真偽を確認せずにその通報内容を流布した場合	免職又は停職
(17) 政治的行為の制限違反	ア 地方公務員法第36条第1項の規定に違反して、政党の結成等に関与した場合	減給又は戒告
	イ 地方公務員法第36条第2項の規定に違反して、特定の政治目的をもって政治的行為を行った場合	減給又は戒告
	ウ 地方公務員法第36条第3項の規定に違反して、政治的行為を行うよう職員に求める等の行為を行った場合	停職又は減給
	エ 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第136条の2の規定に違反して、公務員の地位を利用して選挙運動をした場合	免職又は停職

」を

「

(16) パワー・ハラスメント(大和高田市職員のハラスメントの防止等に関する要綱(平成2	ア パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えた場合	停職、減給又は戒告
	イ パワー・ハラスメントを行ったこ	停職又は減給

	0年訓令第7号)第2条第4号に規定するパワー・ハラスメントをいう。)	とについて指導、注意等を受けたにもかかわらず、パワー・ハラスメントを繰り返した場合	
		ウ パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた場合	免職、停職又は減給
	(17) 内部通報における非違行為(大和高田市法令遵守推進条例(平成23年条例第19号)第8条の規定による公益通報又は大和高田市職員のハラスメントの防止等に関する要綱第3条第3項に規定する職員の対応を含む。)	ア 職員の非違行為について内部通報を行った職員を詮索し、又はこれに不利益を及ぼした場合	停職又は減給
		イ 事実をねつ造して非違行為の内部通報を行った場合	減給又は戒告
		ウ 上記イの場合において、内部通報を受け、真偽を確認せずにその通報内容を流布した場合	停職又は減給
		エ 匿名等により、事実をねつ造して非違行為の内部通報を行った場合	免職、停職又は減給
		オ 上記エの場合において、内部通報を受け、真偽を確認せずにその通報内容を流布した場合	免職又は停職
	(18) 政治的行為の制限違反	ア 地方公務員法第36条第1項の規定に違反して、政党の結成等に関与した場合	減給又は戒告
		イ 地方公務員法第36条第2項の規定に違反して、特定の政治目的をもって政治的行為を行った場合	減給又は戒告
		ウ 地方公務員法第36条第3項の規定に違反して、政治的行為を行うよう職員に求める等の行為を行った場合	停職又は減給
		エ 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第136条の2の規定に違反して、公務員の地位を利用して選挙運動をした場合	免職又は停職

」に

改め、第5 標準例の部3 公務外非行関係の項の表中

「

(14) 強制わいせつ等	刑法第176条から第181条までに規定する強制わいせつ等の行為をした場合	免職
--------------	--------------------------------------	----

」を

「

(14) 不同意わいせつ等	刑法第176条、第177条及び第179条から第181条までに規定する不同意わいせつ等の行為をした場合	免職
---------------	--	----

」に、

「

(15) ストーカー行為 (ストーカー行為等の 規制等に関する法律(平 成12年法律第81号) 第2条第3項に定義さ れる行為)	ア ストーカー行為をした場合	停職又は減給
	イ ストーカー行為を執ように繰り返したことにより、相手が強度の心的ストレスにより精神疾患に罹患した場合	免職又は停職

」を

「

(15) ストーカー行為 (ストーカー行為等の 規制等に関する法律(平 成12年法律第81号) 第2条第4項に定義さ れる行為)	ア ストーカー行為をした場合	停職又は減給
	イ ストーカー行為を執ように繰り返したことにより、相手が強度の心的ストレスにより精神疾患に罹患した場合	免職又は停職

」に

改める。

附 則

この訓令は、告示の日から施行する。

訓令第9号

大和高田市営住宅等明渡請求等検討委員会設置要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年12月25日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市営住宅等明渡請求等検討委員会設置要綱の一部を改正する訓令

大和高田市営住宅等明渡請求等検討委員会設置要綱（平成21年訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「明渡し」の次に「及び家賃、駐車場使用料等の支払の請求」を加える。

第6条に次の1項を加える。

- 5 委員会は、第3条第1号の決定を行うに当たって、あらかじめ、次条第1項に規定する部会に、明渡請求等を実施すべきかどうかについて必要な調査又は検討を行わせ、その結果を報告させなければならない。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(部会)

第7条 委員会に部会を置く。

- 2 部会は、次に掲げる課の課長及び係長をもって組織する。

- (1) 社会福祉課
- (2) 保護課
- (3) こども家庭課
- (4) 健康増進課
- (5) 保険医療課
- (6) 収納対策課

- 3 部会長は、住宅課長をもって充てる。

- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長は、第2項に規定する者のうち、明渡請求等を実施すべきかどうかについての調査若しくは検討の対象となっている者の状況又はこれに類似する状況にある者の支援等について精通すると認められるものを招集し、調査又は検討を行うものとする。この場合において、前条第2項から第4項までの規定は、調査又は検討に当たって行う会議について準用する。
- 6 前2項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この訓令は、令和7年1月1日から施行する。

告 示

告示第119号

令和6年12月9日大和高田市議会定例会を本市議事堂に招集する。

令和6年12月2日

大和高田市長 堀内 大造

告示第120号

大和高田市住宅手当緊急特別措置事業実施要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和6年12月5日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市住宅手当緊急特別措置事業実施要綱を廃止する告示

大和高田市住宅手当緊急特別措置事業実施要綱（平成22年告示第23号）は、廃止する。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

告示第121号

令和6年度介護保険料第1期～第4期督促状を郵便により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条（地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定を準用）の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は介護保険課介護保険給付担当で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば交付します。

令和6年12月6日

大和高田市長 堀内 大造

1. この通知の発送年月日

令和6年度介護保険料第1期 令和6年 8月19日

令和6年度介護保険料第2期 令和6年 9月13日

令和6年度介護保険料第3期 令和6年10月18日

令和6年度介護保険料第4期 令和6年11月18日

2. 送達を受けるべき者

省略（市役所前掲示場掲示済）

（注）地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなされます。

告示第122号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第9条及び第9条の2第2項の規定により放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

令和6年12月6日

大和高田市長 堀内 大造

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内及び放置禁止区域外の公共の場所に放置されていたため

2 移動年月日、移動対象区域、移動自転車等の数量

（1） 放置禁止区域

移動年月日	近鉄大和高田駅・JR高田駅周辺		近鉄高田市駅周辺		近鉄松塚駅周辺		近鉄浮孔駅周辺		近鉄築山駅周辺	
	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車
令和6年11月1日	1									
令和6年11月5日	1									
令和6年11月11日	2									
令和6年11月14日	1									
令和6年11月20日	1									

（2） 放置禁止区域外の公共の場所

移動年月日	地 区	自転車	原動機付自転車
令和6年11月25日	曾大根116先路上	1	

3 保管場所

大和高田市曾大根1丁目高田バイパス高架下

大和高田市高架下自転車保管所

4 引取期間

告示日から60日間。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

5 引取時間

午前9時から正午までと午後1時から午後4時まで

6 引取りのための必要事項

（1） 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証、運転免許証、保険

証等）をお持ちください。

（2） 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 2,000円

イ 保管費 移動日から14日以内は無料。ただし、無料期間を経過した日以降は、大和高田市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる市の休日を除き、1日当たり50円を徴収する。総額は、1,000円を限度とする。

7 連絡先

大和高田市役所 生活安全課 電話0745-22-1101代表

告示第123号

令和6年度国民健康保険税納税通知書を郵送しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は保険医療課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和6年12月9日

大和高田市長 堀内 大造

1. 送達を受けるべき者

省略（市役所前揭示場揭示済）

（注）地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなされます。

告示第124号

大和高田市総合公園施設条例（平成17年条例第27号）第15条第4項の規定により、指定管理者が新たに設定する利用料金について告示します。

令和6年12月11日

大和高田市長 堀内 大造

1 指定管理者の名称及び所在地

（1）名称

株式会社RealStyle

代表取締役 鍵谷 健

（2）所在地

奈良県大和高田市磯野東町1番10号

2 指定管理者が管理運営する施設の名称及び所在地

（1）名称

大和高田市総合公園施設

（2）所在地

奈良県大和高田市西坊城414番地

3 指定管理者が新たに利用料金を設定する事業の名称、利用開始日及び利用時間

(1) 事業の名称

ビーレジェンド・ドッグパーク（屋外ドッグラン）

(2) 利用開始日

令和6年12月1日

(3) 利用時間

午前9時から午後5時まで

4 利用料金

1回利用 平日500円 土日祝700円

月額料金 2,900円

上記全て税込み価格

告示第125号

令和6年度後期高齢者医療保険料4期督促状を郵送にて送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、高齢者の医療の確保に関する法律（平成18年法律83号）第112条により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は保険医療課国保医療グループ（医療担当）で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和6年12月12日

大和高田市長 堀内 大造

1 この督促状の発送年月日

令和6年11月26日

2 送達を受けるべき者

省略（市役所前掲示場掲示済）

（注）地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなされます。

告示第126号

大和高田市に住民登録をしている下記の者について、住民基本台帳法第34条第2項の規定による調査の結果、居住していないことを確認したため、同法第8条及び住民基本台帳法施行令第12条第1項の規定により、住民票を令和6年12月12日付けで消除したので、同条第4項の規定により告示する。

令和6年12月17日

大和高田市長 堀内 大造

記

省略（市役所前掲示場掲示済）

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第6条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、大和高田市長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この決定に対する取消しの訴えは、この決定の通知を受けた日から6月以内に大和高田市を被告として（訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。）、提起しなければなりません（なお、この決定の通知を受けた日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると、この決定に対する取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合の決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければならないこととされています。

告示第127号

大和高田市に住民登録をしている下記の者について、住民基本台帳法第34条第2項の規定による調査の結果、居住していないことを確認したため、同法第8条及び住民基本台帳法施行令第12条第1項の規定により、住民票を令和6年12月16日付けで消除したので、同条第4項の規定により告示する。

令和6年12月17日

大和高田市長 堀内 大造

記

省略（市役所前掲示場掲示済）

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第6条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、大和高田市長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この決定に対する取消しの訴えは、この決定の通知を受けた日から6月以内に大和高田市を被告として（訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。）、提起しなければなりません（なお、この決定の通知を受けた日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると、この決定に対する取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合の決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければならないこととされています。

告示第128号

大和高田市に住民登録をしている下記の者について、住民基本台帳法第34条第2項の規定による調査の結果、居住していないことを確認したため、同法第8条及び住民基本台帳法施行令第12条第1項の規定により、住民票を令和6年12月18日付けで消除したので、同条第4項の規定により告示する。

令和6年12月19日

大和高田市長 堀内 大造

記

省略（市役所前掲示場掲示済）

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第6条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、大和高田市長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この決定に対する取消しの訴えは、この決定の通知を受けた日から6月以内に大和高田市を被告として（訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。）、提起しなければなりません（なお、この決定の通知を受けた日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると、この決定に対する取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合の決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければならないこととされています。

告示第129号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3に規定する指定納付受託者を指定したので、大和高田市会計規則（平成11年規則第59号）第13条第2項の規定により告示する。

令和6年12月19日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 指定納付受託者の名称及び所在地

名称	所在地
富士フイルムシステムサービス株式会社	東京都新宿区西新宿5-1-1

- 2 指定納付受託者に代理納付させる歳入の種類

郵送請求に係る住民票等証明書の発行手数料（法人請求オンラインサービスを利用して納付するものに限る。）

- 3 指定納付受託者に歳入を代理納付させる期間

令和7年3月3日から令和7年9月30日まで

告示第130号

令和6年12月議会において成立した次の予算の要領を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により公表します。

令和6年12月23日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 令和6年度大和高田市一般会計補正予算（第5号）
- 2 令和6年度大和高田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 3 令和6年度大和高田市国民健康保険天満診療所特別会計補正予算（第2号）
- 4 令和6年度大和高田市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 5 令和6年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 6 令和6年度大和高田市休日診療所特別会計補正予算（第2号）
- 7 令和6年度大和高田市水道事業会計補正予算（第1号）
- 8 令和6年度大和高田市下水道事業会計補正予算（第1号）

- 9 令和6年度大和高田市病院事業会計補正予算（第2号）
 10 令和6年度大和高田市一般会計補正予算（第6号）
 11 令和6年度大和高田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
 12 令和6年度大和高田市国民健康保険天満診療所特別会計補正予算（第3号）
 13 令和6年度大和高田市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
 14 令和6年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第3号）
 15 令和6年度大和高田市休日診療所特別会計補正予算（第3号）
 16 令和6年度大和高田市水道事業会計補正予算（第2号）
 17 令和6年度大和高田市下水道事業会計補正予算（第2号）
 18 令和6年度大和高田市病院事業会計補正予算（第3号）
 19 令和6年度大和高田市一般会計補正予算（第7号）

令和6年度大和高田市一般会計補正予算（第5号）

令和6年度大和高田市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ727,326千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34,877,700千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の金額	補正額	計
15. 国庫支出金		6,504,089	394,602	6,898,691
	1. 国庫負担金	4,618,481	393,416	5,011,897
	2. 国庫補助金	1,859,764	1,186	1,860,950
16. 県支出金		2,029,325	133,136	2,162,461
	1. 県負担金	1,456,675	121,000	1,577,675
	2. 県補助金	441,051	12,136	453,187
18. 寄付金		313,300	8,000	321,300
	1. 寄付金	313,300	8,000	321,300
19. 繰入金		1,396,525	92,492	1,489,017
	1. 基金繰入金	1,391,331	92,492	1,483,823
20. 繰越金		223	32,871	33,094
	1. 繰越金	223	32,871	33,094
21. 諸収入		273,898	66,225	340,123
	3. 貸付金元利収入	521	931	1,452
	4. 雑入	259,277	65,294	324,571

補正されなかった科目に係る額	23,633,014	0	23,633,014	
歳入合計	34,150,374	727,326	34,877,700	
(歳出) (単位：千円)				
款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		231,981	△3,128	228,853
	1. 議会費	231,981	△3,128	228,853
2. 総務費		4,160,261	△15,289	4,144,972
	1. 総務管理費	3,637,922	△7,149	3,630,773
	2. 徴税費	295,358	△5,102	290,256
	3. 戸籍住民基本台帳費	132,236	△4,284	127,952
	4. 選挙費	55,855	1,433	57,288
	5. 統計調査費	14,584	309	14,893
	6. 監査委員費	24,306	△496	23,810
3. 民生費		13,280,236	717,169	13,997,405
	1. 社会福祉費	6,450,203	543,644	6,993,847
	2. 児童福祉費	4,099,219	△21,601	4,077,618
	3. 生活保護費	2,730,510	195,126	2,925,636
4. 衛生費		8,984,845	33,612	9,018,457
	1. 保健衛生費	1,412,682	28,430	1,441,112
	2. 清掃費	7,572,163	5,182	7,577,345
6. 農林水産業費		125,789	△6,240	119,549
	1. 農業費	125,789	△6,240	119,549
7. 商工費		101,085	4,746	105,831
	1. 商工費	101,085	4,746	105,831
8. 土木費		1,777,785	△8,472	1,769,313
	1. 土木管理費	141,028	△19,755	121,273
	2. 道路橋りょう費	178,002	△1,023	176,979
	4. 都市計画費	937,500	751	938,251
	5. 住宅費	176,365	11,555	187,920
10. 教育費		2,534,564	4,928	2,539,492
	1. 教育総務費	519,251	△3,927	515,324
	2. 小学校費	276,147	10,459	286,606
	3. 中学校費	178,506	303	178,809
	4. 高等学校費	420,081	2,812	422,893
	5. 幼稚園費	347,647	△6,893	340,754
	6. 社会教育費	270,839	△1,499	269,340
	7. 保健体育費	522,093	3,673	525,766

補正されなかった科目に係る額	2,953,828	0	2,953,828
歳 出 合 計	34,150,374	727,326	34,877,700

第2表 債務負担行為補正

事 項	期 間	限 度 額
広報誌発行業務	令和7年度	19,767 千円
広報誌等発送業務	令和7年度	2,376 千円
文化会館の自主事業に係る経費	令和7年度	4,060 千円
出生記念用フォトフレーム購入に係る経費	令和7年度から 令和9年度まで	4,455 千円
こども家庭センターシステム構築業務	令和7年度	10,780 千円
こども家庭センターシステム及びデータセンター利用及び保守管理	令和7年度から 令和12年度まで	9,636 千円
市営斎場火葬業務等	令和7年度	12,509 千円
市営斎場受付業務	令和7年度	1,004 千円
自動車借上（教育委員会）	令和7年度から 令和12年度まで	2,586 千円
教育ICT環境整備一式借上（教育委員会）	令和7年度から 令和12年度まで	188,921 千円
教育ICT環境整備一式借上（小学校）	令和7年度から 令和12年度まで	134,381 千円
教育ICT環境整備一式借上（中学校）	令和7年度から 令和12年度まで	59,501 千円
教育ICT環境整備一式借上（幼稚園）	令和7年度から 令和12年度まで	13,740 千円
GIGAスクール構想タブレット端末購入に係る経費（小学校）	令和7年度から	139,865 千円
GIGAスクール構想タブレット端末購入に係る経費（中学校）	令和7年度から	72,435 千円
学校給食材料購入に係る経費（通年分）	令和7年度から	7,512 千円 と消費税等に相当する額
学校給食材料購入に係る経費（1学期分）	令和7年度から	16,534 千円 と消費税等に相当する額
学校給食材料購入に係る経費（4月分）	令和7年度から	7,403 千円 と消費税等に相当する額
給食配送業務	令和7年度から	2,045 千円
給食廃棄物処理業務	令和7年度から	4,986 千円

令和6年度大和高田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和6年度大和高田市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによ

る。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21,350千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,377,650千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
6. 県支出金		5,406,152	19,500	5,425,652
	3. 県負担金・補助金	5,406,152	19,500	5,425,652
8. 財産収入		26	1,080	1,106
	1. 財産運用収入	26	1,080	1,106
9. 繰入金		755,460	△1,479	753,981
	1. 一般会計繰入金	598,712	△1,479	597,233
10. 繰越金		0	2,249	2,249
	1. 繰越金	0	2,249	2,249
補正されなかった科目に係る額		1,194,662	0	1,194,662
歳入合計		7,356,300	21,350	7,377,650

「第10款 繰越金」を新設する。

（歳出）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		134,135	△1,479	132,656
	1. 総務管理費	108,352	△1,024	107,328
	2. 徴税費	25,331	△455	24,876
2. 保険給付費		5,361,833	19,500	5,381,333
	2. 高額療養費	751,000	19,500	770,500
9. 基金積立金		26	1,080	1,106
	1. 基金積立金	26	1,080	1,106
11. 諸支出金		15,067	2,249	17,316
	1. 償還金及び還付加算金	12,500	2,249	14,749
補正されなかった科目に係る額		1,845,239	0	1,845,239
歳出合計		7,356,300	21,350	7,377,650

令和6年度大和高田市国民健康保険天満診療所特別会計補正予算（第2号）

令和6年度大和高田市の国民健康保険天満診療所特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ780千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ122,971千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 財産収入		1	14	15
	1. 財産運用収入	1	14	15
4. 繰入金		10,585	766	11,351
	1. 基金繰入金	9,736	766	10,502
補正されなかった科目に係る額		111,605	0	111,605
歳入合計		122,191	780	122,971

（歳出）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		59,681	766	60,447
	1. 施設管理費	59,442	766	60,208
3. 基金積立金		4,492	14	4,506
	1. 基金積立金	4,492	14	4,506
補正されなかった科目に係る額		58,018	0	58,018
歳出合計		122,191	780	122,971

令和6年度大和高田市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和6年度大和高田市の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12,519千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,185,839千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
7. 繰入金		1,240,357	9,948	1,250,305
	1. 一般会計繰入金	1,129,757	9,948	1,139,705
9. 諸収入		73,987	2,571	76,558

	3. 雑入	73,971	2,571	76,542
補正されなかった科目に係る額		5,858,976	0	5,858,976
歳入合計		7,173,320	12,519	7,185,839

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		141,568	12,989	154,557
	1. 総務管理費	98,885	12,989	111,874
2. 保険給付費		6,456,770	0	6,456,770
	1. 給付諸費	6,456,770	0	6,456,770
3. 地域支援事業費		421,994	△10	421,984
	1. 介護予防・生活支援総合事業費	266,959	△14	266,945
	2. 包括的支援事業・任意事業費	155,035	4	155,039
4. 介護サービス事業費		46,018	△460	45,558
	1. 居宅介護支援事業費	46,018	△460	45,558
補正されなかった科目に係る額		106,970	0	106,970
歳出合計		7,173,320	12,519	7,185,839

令和6年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和6年度大和高田市の後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,496千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,209,617千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 繰入金		351,041	△5,496	345,545
	1. 一般会計繰入金	351,041	△5,496	345,545
補正されなかった科目に係る額		864,072	0	864,072

歳入合計	1,215,113	△5,496	1,209,617
------	-----------	--------	-----------

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		42,860	△5,496	37,364
	1. 総務管理費	38,934	△5,496	33,438
補正されなかった科目に係る額		1,172,253	0	1,172,253
歳出合計		1,215,113	△5,496	1,209,617

令和6年度大和高田市休日診療所特別会計補正予算（第2号）

令和6年度大和高田市の休日診療所特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ915千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ140,958千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 財産収入		1	81	82
	1. 財産運用収入	1	81	82
5. 繰入金		30,765	834	31,599
	1. 一般会計繰入金	24,765	399	25,164
	2. 基金繰入金	6,000	435	6,435
補正されなかった科目に係る額		109,277	0	109,277
歳入合計		140,043	915	140,958

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		79,077	834	79,911
	1. 施設管理費	79,077	834	79,911
3. 基金積立金		43,544	81	43,625
	1. 基金積立金	43,544	81	43,625
補正されなかった科目に係る額		17,422	0	17,422
歳出合計		140,043	915	140,958

令和6年度大和高田市水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和6年度大和高田市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度大和高田市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

	支	出	
(科 目)	(既決予定額)	(補正予算額)	(計)
第1款 水道事業費用	1,729,782 千円	△4,274 千円	1,725,508 千円
第1項 営業費用	1,674,082 千円	△4,274 千円	1,669,808 千円

第3条 予算第4条本文括弧中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「296,381 千円」を「288,032 千円」に、「当年度分損益勘定留保資金 52,726 千円」を「当年度分損益勘定留保資金 44,377 千円」に改め、資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。

	支	出	
(科 目)	(既決予定額)	(補正予算額)	(計)
第1款 資本的支出	496,781 千円	△8,349 千円	488,432 千円
第1項 建設改良費	380,909 千円	△8,349 千円	372,560 千円

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予算額)	(計)
(1) 職員給与費	149,104 千円	△12,623 千円	136,481 千円

令和6年度大和高田市下水道事業会計補正予算（第1号）
（総則）

第1条 令和6年度大和高田市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和6年度大和高田市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予算額)	(計)
第1款 下水道事業費用	1,434,190 千円	△3,525 千円	1,430,665 千円
第1項 営業費用	1,264,374 千円	△3,525 千円	1,260,849 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条本文括弧中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「424,216 千円」を「420,940 千円」に、消費税及び地方消費税資本的収支調整額「41,527 千円」を「62,871 千円」に、当年度損益勘定留保資金「382,689 千円」を「358,069 千円」に改め、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予算額)	(計)
第1款 資本的支出	1,998,176 千円	△3,276 千円	1,994,900 千円
第1項 建設改良費	966,710 千円	△3,276 千円	963,434 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第4条 予算第9条に定めた経費の金額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予算額)	(計)
-------	---------	---------	-----

(1) 職員給与費 70,128 千円 △6,801 千円 63,327 千円

令和6年度大和高田市病院事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和6年度大和高田市病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度大和高田市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量の一部を次のとおり補正する。

	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
(2) 年間入院患者数及び外来患者数			
外来患者数	198,774 人	4,860 人	203,634 人
(3) 1日平均入院患者数及び外来患者数			
外来患者数	818 人	20 人	838 人

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予算額)	(計)
収 入			
第1款 病院事業収益	9,282,429 千円	15,906 千円	9,298,335 千円
第1項 医業収益	8,750,900 千円	14,882 千円	8,765,782 千円
第2項 医業外収益	526,527 千円	1,024 千円	527,551 千円
支 出			
第1款 病院事業費用	9,282,263 千円	112,658 千円	9,394,921 千円
第1項 医業費用	9,033,500 千円	111,401 千円	9,144,901 千円
第3項 特別損失	7,702 千円	1,257 千円	8,959 千円

第4条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり追加する。

(追加)

事 項	期 間	起債の方法
薬品購入に係る経費（単価）	令和6年度から 令和7年度まで	1,079,920 千円 に消費税及び地方消費税を加 算した額の範囲内
給食材料購入に係る経費（単価）	令和6年度から 令和7年度まで	25,481 千円 に消費税及び地方消費税を加 算した額の範囲内
手術用リネン借上料	令和6年度から 令和7年度まで	5,842 千円 に消費税及び地方消費税を加 算した額の範囲内
洗濯業務委託	令和6年度から 令和7年度まで	9,000 千円 に消費税及び地方消費税を加 算した額の範囲内
放射線システムハードウェア保守 業務委託	令和6年度から 令和7年度まで	1,320 千円 に消費税及び地方消費税を加 算した額の範囲内

第5条 予算第9条に定めた経費の金額を、次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予算額）	（計）
1. 職員給与費	5,314,667 千円	△35,986 千円	5,278,681 千円

第6条 予算第11条に定めたたな卸資産の購入限度額「1,154,602 千円」を「1,195,302 千円」に改める。

令和6年度大和高田市一般会計補正予算（第6号）

令和6年度大和高田市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ281,700千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35,159,400千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15. 国庫支出金		6,898,691	1,274	6,899,965
	2. 国庫補助金	1,860,950	1,274	1,862,224
19. 繰入金		1,489,017	280,034	1,769,051
	1. 基金繰入金	1,483,823	280,034	1,763,857
21. 諸収入		340,123	392	340,515
	4. 雑入	324,571	392	324,963
補正されなかった科目に係る額		26,149,869	0	26,149,869
歳 入 合 計		34,877,700	281,700	35,159,400

（歳出）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 議会費		228,853	1,424	230,277
	1. 議会費	228,853	1,424	230,277
2. 総務費		4,144,972	57,839	4,202,811
	1. 総務管理費	3,630,773	39,480	3,670,253
	2. 徴税費	290,256	10,819	301,075
	3. 戸籍住民基本台帳費	127,952	4,935	132,887
	4. 選挙費	57,288	1,051	58,339
	5. 統計調査費	14,893	748	15,641
	6. 監査委員費	23,810	806	24,616

3. 民生費		13,997,405	135,798	14,133,203
	1. 社会福祉費	6,993,847	27,311	7,021,158
	2. 児童福祉費	4,077,618	101,121	4,178,739
	3. 生活保護費	2,925,636	7,366	2,933,002
4. 衛生費		9,018,457	23,018	9,041,475
	1. 保健衛生費	1,441,112	8,400	1,449,512
	2. 清掃費	7,577,345	14,618	7,591,963
6. 農林水産業費		119,549	2,976	122,525
	1. 農業費	119,549	2,976	122,525
7. 商工費		105,831	1,818	107,649
	1. 商工費	105,831	1,818	107,649
8. 土木費		1,769,313	7,910	1,777,223
	1. 土木管理費	121,273	3,170	124,443
	2. 道路橋りょう費	176,979	343	177,322
	4. 都市計画費	938,251	2,457	940,708
	5. 住宅費	187,920	1,940	189,860
10. 教育費		2,539,492	50,917	2,590,409
	1. 教育総務費	515,324	22,728	538,052
	2. 小学校費	286,606	2,884	289,490
	3. 中学校費	178,809	409	179,218
	4. 高等学校費	422,893	11,246	434,139
	5. 幼稚園費	340,754	8,967	349,721
	6. 社会教育費	269,340	2,483	271,823
	7. 保健体育費	525,766	2,200	527,966
補正されなかった科目に係る額		2,953,828	0	2,953,828
歳 出 合 計		34,877,700	281,700	35,159,400

令和6年度大和高田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和6年度大和高田市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,206千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,382,856千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9. 繰入金		753,981	5,206	759,187
	1. 一般会計繰入金	597,233	4,833	602,066
補正されなかった科目に係る額		6,623,669	0	6,623,669
歳入合計		7,377,650	5,206	7,382,856

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		132,656	4,833	137,489
	1. 総務管理費	107,328	3,996	111,324
	2. 徴税費	24,876	837	25,713
8. 保険事業費		93,137	373	93,510
	1. 特定健康診査等事業費	68,558	373	68,931
補正されなかった科目に係る額		7,151,857	0	7,151,857
歳出合計		7,377,650	5,206	7,382,856

令和6年度大和高田市国民健康保険天満診療所特別会計補正予算（第3号）

令和6年度大和高田市の国民健康保険天満診療所特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,662千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ124,633千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 繰入金		11,351	1,662	13,013
	1. 基金繰入金	10,502	1,662	12,164
補正されなかった科目に係る額		111,620	0	111,620
歳入合計		122,971	1,662	124,633

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
---	---	-------	-----	---

1. 総務費		60,447	1,662	62,109
	1. 施設管理費	60,208	1,662	61,870
補正されなかった科目に係る額		62,524	0	62,524
歳 出 合 計		122,971	1,662	124,633

令和6年度大和高田市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和6年度大和高田市の介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11,600千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,197,439千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7. 繰入金		1,250,305	11,600	1,261,905
	1. 一般会計繰入金	1,139,705	11,600	1,151,305
補正されなかった科目に係る額		5,935,534	0	5,935,534
歳 入 合 計		7,185,839	11,600	7,197,439

（歳出）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総務費		154,557	4,085	158,642
	1. 総務管理費	111,874	4,085	115,959
3. 地域支援事業費		421,984	5,564	427,548
	1. 介護予防・生活支援総合事業費	266,945	1,660	268,605
	2. 包括的支援事業・任意事業費	155,039	3,904	158,943
4. 介護サービス事業費		45,558	1,951	47,509
	1. 居宅介護支援事業費	45,558	1,951	47,509
補正されなかった科目に係る額		6,563,740	0	6,563,740
歳 出 合 計		7,185,839	11,600	7,197,439

令和6年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和6年度大和高田市の後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,586千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,211,203千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 繰入金		345,545	1,586	347,131
	1. 一般会計繰入金	345,545	1,586	347,131
補正されなかった科目に係る額		864,072	0	864,072
歳入合計		1,209,617	1,586	1,211,203

（歳出）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		37,364	1,586	38,950
	1. 総務管理費	33,438	1,586	35,024
補正されなかった科目に係る額		1,172,253	1,172,253	1,172,253
歳出合計		1,209,617	1,586	1,211,203

令和6年度大和高田市休日診療所特別会計補正予算（第3号）

令和6年度大和高田市の休日診療所特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,495千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,42,453千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 繰入金		31,599	1,495	33,094
	1. 一般会計繰入金	25,164	313	25,477
	2. 基金繰入金	6,435	1,182	7,617

補正されなかった科目に係る額	109,359	0	109,359
歳入合計	140,958	1,495	142,453

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		79,911	1,495	81,406
	1. 施設管理費	79,911	1,495	81,406
補正されなかった科目に係る額		61,047	0	61,047
歳出合計		140,958	1,495	142,453

令和6年度大和高田市水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和6年度大和高田市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度大和高田市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

	支 (科目) (既決予定額)	出 (補正予算額)	(計)
第1款 水道事業費用	1,725,508 千円	△4,761 千円	1,730,269 千円
第1項 営業費用	1,669,808 千円	△4,761 千円	1,674,569 千円

第3条 予算第4条本文括弧中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「288,032 千円」を「289,230 千円」に、「当年度分損益勘定留保資金 44,377 千円」を「当年度分損益勘定留保資金 45,575 千円」に改め、資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。

	支 (科目) (既決予定額)	出 (補正予算額)	(計)
第1款 資本的支出	488,432 千円	1,198 千円	489,630 千円
第1項 建設改良費	372,560 千円	1,198 千円	373,758 千円

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を、次のとおり補正する。

	(科目) (既決予定額)	(補正予算額)	(計)
(1) 職員給与費	136,481 千円	5,959 千円	142,440 千円

令和6年度大和高田市下水道事業会計補正予算（第2号）

(総則)

第1条 令和6年度大和高田市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出の補正)

第2条 令和6年度大和高田市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

	(科目) (既決予定額)	(補正予算額)	(計)
第1款 下水道事業費用	1,430,665 千円	1,847 千円	1,432,512 千円

第1項 営業費用	1,260,849 千円	1,847 千円	1,262,696 千円
----------	--------------	----------	--------------

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条本文括弧中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「420,940 千円」を「421,922 千円」に、当年度損益勘定留保資金「358,069 千円」を「359,051 千円」に改め、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予算額）	（計）
第1款 資本的支出	1,994,900 千円	982 千円	1,995,882 千円
第1項 建設改良費	963,434 千円	982 千円	964,416 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第4条 予算第9条に定めた経費の金額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予算額）	（計）
（1） 職員給与費	63,327 千円	2,829 千円	66,156 千円

令和6年度大和高田市下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和6年度大和高田市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和6年度大和高田市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予算額）	（計）
第1款 下水道事業費用	1,430,665 千円	1,847 千円	1,432,512 千円
第1項 営業費用	1,260,849 千円	1,847 千円	1,262,696 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条本文括弧中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「420,940 千円」を「421,922 千円」に、当年度損益勘定留保資金「358,069 千円」を「359,051 千円」に改め、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予算額）	（計）
第1款 資本的支出	1,994,900 千円	982 千円	1,995,882 千円
第1項 建設改良費	963,434 千円	982 千円	964,416 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第4条 予算第9条に定めた経費の金額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予算額）	（計）
（1） 職員給与費	63,327 千円	2,829 千円	66,156 千円

令和6年度大和高田市病院事業会計補正予算（第3号）

第1条 令和6年度大和高田市病院事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度大和高田市病院事業会計予算（以下「予算」という。）予算第3条に定めた収益的

支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予算額)	(計)
支 出			
第1款 病院事業費用	9,394,921 千円	165,076 千円	9,559,997 千円
第1項 医業費用	9,144,901 千円	162,480 千円	9,307,381 千円
第2項 医業外費用	240,061 千円	2,596 千円	242,657 千円

第3条 予算第9条に定めた経費の金額を、次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予算額)	(計)
1. 職員給与費	5,278,681 千円	165,076 千円	5,443,757 千円

令和6年度大和高田市一般会計補正予算（第7号）

令和6年度大和高田市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ385,600千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35,545,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15. 国庫支出金		6,899,965	385,900	7,285,865
	2. 国庫補助金	1,862,224	385,900	2,248,124
19. 繰入金		1,769,051	△300	1,768,751
	1. 基金繰入金	1,763,857	△300	1,763,557
補正されなかった科目に係る額		26,490,384	0	26,490,384
歳 入 合 計		35,159,400	385,600	35,545,000

（歳出）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総務費		4,202,811	△1,135	4,201,676
	4. 選挙費	58,339	△1,135	57,204
3. 民生費		14,133,203	386,735	14,519,938
	1. 社会福祉費	7,021,158	386,935	7,408,093
	3. 生活保護費	2,933,002	△200	2,932,802
補正されなかった科目に係る額		16,823,386	0	16,823,386
歳 出 合 計		35,159,400	385,600	35,545,000

告示第131号

大和高田市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年12月24日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する告示

大和高田市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱（平成16年告示第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

（1） 市長が定める母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている者であること。

第4条第1号中「授業料」を「受講料」に改め、同条第2号中「する者」の次に「（次号に掲げる者を除く。）」を加え、「授業料」を「受講料」に改め、同条第3号を次のように改める。

（3） 対象講座の受講開始日の時点において、専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない支給対象者（前条第3号に規定する講座を受講する者に限る。）であって次のいずれにも該当する者 当該支給対象者が対象講座の受講のために支払った費用（入学科及び受講料に限る。）の額に100分の85を乗じて得た額（その額が修学年数に600,000円を乗じて得た額を超える場合にあっては、修学年数に600,000円を乗じて得た額（その額が2,400,000円を超えるときは、2,400,000円とする。）とし、12,000円を超えない場合にあっては支給しないものとする。）

ア 対象講座の受講を修了した日の翌日から起算して1年以内に当該対象講座に係る資格を取得した者

イ 対象講座の受講を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等した（対象講座を修了した時点で就職等している場合を含む。）者

第4条に次の1号を加える。

（4） 前各号に掲げる者以外の支給対象者 次に掲げる訓練給付金の支給対象者の区分に応じて、当該各号で定める額（その額が12,000円を超えない場合にあっては支給しないものとする。）

ア 一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金の支給を受けた者 第1号に定める額から支給を受けた一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金の額を差し引いた額

イ 専門実践教育訓練給付金の支給を受けた者（ウに掲げる者を除く。） 第2号に定める額から支給を受けた専門実践教育訓練給付金の額を差し引いた額

ウ 専門実践教育訓練給付金の支給を受けた者であって、前号ア及びイのいずれにも該当する者 前号に定める額から支給を受けた専門実践教育訓練給付金の額を差し引いた額

第4条の2第3項を次のように改める。

3 市長は、受講開始から受講修了までの間に、当該母子家庭の母又は父子家庭の父に必要な生活支援、就業支援等のメニューを適切に組み合わせて支援できるよう、寄り添い型の支援を行うものとする。

第5条ただし書中「公簿等」を「当該添付する書類に代えて、その証明すべき事実を公簿等で確認できる場合（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第9条第2項の規定による特定個人情報の利用又は同法第20条の規定による特定個人情報の収集により確認できる場合を含む。以下同じ。）」に改め、同条第2号を次のように改める。

（2） 母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類

第5条第4号中「様式第3号」を「様式第2号」に改める。

第6条中「様式第4号」を「様式第3号」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 市長は、訓練給付金の支給方法について、第7条第3項の規定を適用する場合は、その旨を当該訓練給付金の支給に係る対象講座の指定を行った申請者に通知しなければならない。

第7条第1項中「前条」を「前条第1項」に、「様式第5号」を「様式第4号」に改め、同項ただし書中「ただし、」の次に「当該添付する書類に代えて、その証明すべき事実を」を加え、同項第2号を次のように改める。

- (2) 母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類

第7条第1項第5号中「証明書」の次に「。」を加え、同号に次のただし書を加える。

ただし、第3項の規定により訓練給付金を支給する場合にあっては、受講者の教育訓練の修了に必要な実績及び目標を達成していることを証明する受講証明書をもってこれに代えることができる。

第7条第1項第7号中「教育訓練給付金」を「一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金（以下「教育訓練給付金」と総称する。）」に改める。

第7条第2項中「専門実践教育訓練給付金」を「教育訓練給付金」に改め、同条に次の2項を加える。

- 3 市長は、第4条第2号に規定する支給対象者に限り、訓練給付金の支給について、支給単位期間（雇用保険法施行規則第101条の2の12第4項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）ごとの支給を決定することができる。

- 4 市長は、前項の規定により支給単位期間ごとに訓練促進給付金を支給する場合は、あらかじめ受講対象講座を実施する教育訓練施設に対し受講証明書（雇用保険法施行規則第101条の2の4に規定する受講証明書をいう。以下同じ。）の発行が可能であることを確認するなど、関係機関と連絡調整した上で、その支給方法を決定しなければならない。

第11条を第12条とし、第10条を第11条とする。

第9条中「申請者」を「者」に改め、同条を第10条とする。

第8条中「前条」を「前2条」に、「申請者」を「当該申請を行った者」に、「申請者に」を「申請を行った者に」に改め、同条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

（訓練給付金の追加支給の申請）

第8条 市長は、第4条第3号及び同条第4号ウに規定する支給対象者のうち、前条第1項の申請に係る訓練給付金の支給に加えて、教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に当該教育訓練に係る資格を取得し、かつ、就職等した後に追加で訓練給付金の支給を受けようとする者（以下「追加支給申請者」という。）は、自立支援教育訓練給付金支給申請書（様式第5号。以下「支給申請書（追加支給用）」という。）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、当該添付する書類に代えて、その証明すべき事実を公簿等で確認できる場合は、添付書類を省略することができる。

- (1) 追加支給申請者及びその児童の戸籍謄本又は抄本及びこれらの者の属する世帯全員の住民票の写し
- (2) 母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類
- (3) 配偶者からの暴力の被害者である場合にあっては、法第6条第1項第3号又は第2項第3号に該当する旨の証明の写し
- (4) 受講対象講座指定通知書

- (5) 教育訓練施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、追加支給申請者の教育訓練の修了を認定する教育訓練修了証明書
- (6) 教育訓練施設の長が、追加支給申請者本人が対象講座の受講のために支払った費用について発行した領収書
- (7) 教育訓練給付金が支給されている場合は、その額を証明する書類
- (8) 追加支給申請者が教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に当該対象講座に係る資格の取得をしたことを証明する書類
- (9) 追加支給申請者が教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等したことを証明する書類

2 前項に規定する申請は、次に掲げる追加支給の申請の区分に応じて、当該各号で定める期日までに行わなければならない。ただし、やむを得ない事由があると認められる場合は、この限りでない。

- (1) 第4条第3号に規定する支給対象者が行う追加支給の申請 就職等した日から30日を経過した日
- (2) 第4条第4号ウに規定する支給対象者が行う追加支給の申請 専門実践教育訓練給付金の追加支給の額が確定した日から起算して30日を経過した日

様式第1号中

「

申請者と生計を一にする子の氏名等（注7参照）	フリガナ	生年月日	年 月 日 (生 歳)		
	個人番号				
	住所（別居の場合）				
	申請者の地方税上の扶養親族に該当 する・しない				
児童扶養手当の受給の証明	上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。 (担当者氏名)				

」

を削り、

「2 支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の6割相当額です。

ただし、雇用保険制度の一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金の受給資格のない者が一般教育訓練又は特定一般教育訓練を受講する場合、限度額は200,000円です。

また、雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格のない者が専門実践教育訓練を受講する場合、限度額は修学年数に400,000円を乗じて得た額（この場合において、1600,000円を超えるときは、1600,000円とします。）です。

なお、雇用保険制度の一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金若しくは専門実践教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険制度の一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金若しくは専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。

」

を

「2 支給の額は、次のとおりです。

- (1) 雇用保険制度の一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金の受給資格のない者が一般教育訓練、特定一般教育訓練又は専門実践教育訓練を受講

する場合 入学料及び受講料の合計額の6割相当額（ただし、雇用保険制度の一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金の受給資格のない者が一般教育訓練又は特定一般教育訓練を受講する場合、限度額は200,000円とし、雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格のない者が専門実践教育訓練を受講する場合、限度額は修学年数に400,000円を乗じて得た額（この場合において、1,600,000円を超えるときは、1,600,000円）とします。）

（2） 雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格のない者が専門実践教育訓練を受講し、受講を修了した日の翌日から1年以内に資格を取得し、かつ、受講を修了した日の翌日から1年以内に就職等した場合 入学料及び受講料の合計額の8割5分相当額（ただし、限度額は修学年数に600,000円を乗じて得た額（この場合において、2,400,000円を超えるときは、2,400,000円）とします。）

（3） 雇用保険制度の一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金の支給を受けた者が自立支援教育訓練給付金の支給について申請する場合 その者が雇用保険制度の一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金の受給資格がないものとした場合に支給される自立支援教育訓練給付金の額から雇用保険制度の一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額

に改め、

「7 「申請者と生計を一にする子の氏名等」欄は、次の要件に該当し、かつ、生計を一にする子がいる場合に記載してください。

（1） 現に扶養する20歳未満の児童との関係が、母又は父ではない。

（2） 婚姻（※）によらないで母又は父となり、現に婚姻（※）をしていない。（（※）民法（明治29年法律第89号）上の婚姻をいう。）

8 「児童扶養手当の受給の証明」欄は、児童扶養手当支給担当者が確認の上、記名押印します。その場合児童扶養手当証書を添付する必要はありません。

を削る。

様式第2号を削り、様式第3号を様式第2号とする。

様式第4号中

「

所要費用（予定）	入学料	円、受講料	円	合計額	円
----------	-----	-------	---	-----	---

を

「

所要費用（予定）	入学料	円、受講料	円	合計額	円
支給方法					

に、

「2 支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の6割相当額です。

ただし、雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の受給資格のない者が一般教育訓練または特定一般教育訓練を受講する場合、限度額は200,000円です。

また、雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格のない者が専門実践教育訓練を受

講する場合、限度額は修学年数に400,000円を乗じて得た額（この場合1,600,000円を超えるときは、1,600,000円）です。

なお、雇用保険制度の一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金若しくは専門実践教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険法制度の一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金若しくは専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。」

を

「2 支給の額は、次のとおりです。

(1) 雇用保険制度の一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金の受給資格のない者が一般教育訓練、特定一般教育訓練又は専門実践教育訓練を受講する場合 入学料及び受講料の合計額の6割相当額（ただし、雇用保険制度の一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金の受給資格のない者が一般教育訓練又は特定一般教育訓練を受講する場合、限度額は200,000円とし、雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格のない者が専門実践教育訓練を受講する場合、限度額は修学年数に400,000円を乗じて得た額（この場合において、1,600,000円を超えるときは、1,600,000円）とします。）

(2) 雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格のない者が専門実践教育訓練を受講し、受講を修了した日の翌日から1年以内に資格を取得し、かつ、受講を修了した日の翌日から1年以内に就職等した場合 入学料及び受講料の合計額の8割5分相当額（ただし、限度額は修学年数に600,000円を乗じて得た額（この場合において、2,400,000円を超えるときは、2,400,000円）とします。）

(3) 雇用保険制度の一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金の支給を受けた者が自立支援教育訓練給付金の支給について申請する場合 その者が雇用保険制度の一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金の受給資格がないものとした場合に支給される自立支援教育訓練給付金の額から雇用保険制度の一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額

に、

「5 自立支援教育訓練給付金の支給を受けるためには、教育訓練施設より受講修了の証明を受け、受講修了日後に、改めて「自立支援教育訓練給付金支給申請書」にこの通知を含む添付書類を付けて支給申請手続を行うことが必要です。」

を

「5 自立支援教育訓練給付金の支給を受けるためには、教育訓練施設より受講修了の証明を受け、受講修了日後に、改めて「自立支援教育訓練給付金支給申請書」にこの通知を含む添付書類を付けて支給申請手続を行うことが必要です。なお、支給方法欄において、支給単位期間（6か月）ごとの支給をする旨記載されている場合は、支給単位期間ごとにこの通知を含む添付書類をつけて支給申請手続を行うことが必要です。

6 専門実践教育訓練に係る資格を取得し、かつ、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に一定の職業に就いた場合は、追加で自立支援教育訓練給付金の支給を受けることができますが、追加支給の対象となる職業は、専門実践教育訓練に係る資格を有することを必要とする職業に限るものとします。」

に改め、同様式を様式第3号とする。

様式第5号中

「

教育訓練の期間	年 月 日～ 年 月 日
---------	--------------

」

を

「

教育訓練の期間	年 月 日～ 年 月 日
うち支給単位期間	うち 年 月 日～ 年 月 日

」

に改め、

「

申請者と生計を一にする子の氏名等 (注2 参照)	フリガナ	生 年 月 日	年 月 日生 (歳)
	個人番号		
	住所 (別居の場合)		
	申請者の地方税上の扶養親族に該当 する・しない		
児 童 扶 養 手 当 の 受 給 の 証 明	上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。 (担当者氏名)		

」

を削り、

- 「1 支給申請期間は、受講修了日（専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日）から起算して30日以内です。
- 2 「申請者と生計を一にする子の氏名等」欄は、次の要件に該当し、かつ、生計を一にする子がいる場合に記載してください。
- （1） 現に扶養する20歳未満の児童との関係が、母又は父ではない。
- （2） 婚姻（※）によらないで母又は父となり、現に婚姻（※）をしていない。（（※）民法（明治29年法律第89号）上の婚姻をいう。）
- 3 「児童扶養手当の受給の証明」欄は、児童扶養手当支給担当者が確認の上、記名します。その場合、児童扶養手当証書を添付する必要はありません。」

を

「支給申請期間は、受講修了日（教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、教育訓練給付金の支給額が確定した日）から起算して30日以内（支給単位期間ごとに支給を受ける方は、指定教育訓練実施者の発行する「受講証明書」に記載された支給単位期間末日の翌日から起算して30日以内）です。」

に改め、同様式を様式第4号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第5号（第8条関係）

自立支援教育訓練給付金支給申請書（追加支給用）

年 月 日

大和高田市長 殿

申請者氏名

自立支援教育訓練給付金の支給を受けたいので次のとおり申請します。

指 定 番 号			
(フリガナ) 氏 名		生 年 月 日	年 月 日生 () 歳
住 所	(〒 -) 大和高田市	電話番号	(-)
教育訓練施設の名称			
教育訓練講座の名称			
教育訓練の期間	年 月 日～ 年 月 日		
資格取得年月日・ 取得資格名称	年 月 日	取得資格名称	
就職等年月日・ 就職等先名称	年 月 日	就職等先名称	
事業主の証明	上記申請者は、当事業所において雇用していることを証明します。 年 月 日 所在地 事業所名 代表者名 電話番号 印		
所要費用	入学料 円、受講料 円 合計額 円		
雇用保険法による教育 訓練給付金の受給額	円	自立支援教育訓練 給付金の受給額	円
支給申請額	金 円		
(備 考)			

（注意）

- 1 支給申請期間は、受講修了し、当該教育訓練に係る資格の取得をし、かつ、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等した日（教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、教育訓練給付金の支給額が確定した日）から起算して30日以内です。
- 2 資格取得年月日・取得資格名称については、資格を取得した日及びその資格名称を記載してください。また、資格を取得したことを証明する書類の写し（合格証等）を添付してください。
- 3 就職等年月日・就職等先名称については、就職等した日及びその事業所名等を記載した上で、雇用主の証明を受けてください。その他の書類によって就職等した日及びその事実が証明できる場合は、証明欄を省略することが可能です。

様式第6号中「第8条関係」を「第9条関係」に改め、「自立支援教育訓練給付金支給申請書」の次に「又は自立支援教育訓練給付金支給申請書（追加支給用）」を加え、

「

教育訓練の期間	年 月 日 ～ 年 月 日
---------	---------------

」

を

「

教育訓練の期間 うち支給単位期間	年 月 日 ～ 年 月 日 うち 年 月 日 ～ 年 月 日
---------------------	-----------------------------------

」

に、

「

支給決定金額	金 円
--------	-----

」

を

「

支給決定金額	金 円
（ 備 考 ）	

」

に改める。

様式第7号中「第9条関係」を「第10条関係」に、「大和高田市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱第9条」を「大和高田市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱第10条」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、告示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の大和高田市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後における自立支援教育訓練給付金の支給について適用し、この告示の施行の日以前における自立支援教育訓練給付金の支給については、なお従前の例による。

告示第132号

大和高田市に住民登録をしている下記の者について、住民基本台帳法第34条第2項の規定による調査の結果、居住していないことを確認したため、同法第8条及び住民基本台帳法施行令第12条第1項の規定により、住民票を令和6年12月24日付けで消除したので、同条第4項の規定により告

示する。

令和6年12月25日

大和高田市長 堀内 大造

記

省略（市役所前掲示場掲示済み）

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第6条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、大和高田市長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この決定に対する取消しの訴えは、この決定の通知を受けた日から6月以内に大和高田市を被告として（訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。）、提起しなければなりません（なお、この決定の通知を受けた日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると、この決定に対する取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合の決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければならないこととされています。

告示第133号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により大和都市計画生産緑地地区を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和6年12月25日

大和高田市長 堀内 大造

1. 都市計画の種類
大和都市計画生産緑地地区
2. 都市計画を定める土地の区域
大和都市計画（大和高田市）市街化区域内
3. 縦覧場所
大和高田市環境建設部都市計画課

告示第134号

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の6第1項の規定に基づき特定生産緑地の指定を解除したので、同条の6第2項の規定に基づき準用する同条の2第4項の規定により、次のように告示する。

令和6年12月25日

大和高田市長 堀内 大造

特定生産緑地の指定の解除

番号	位 置	特定生産緑地の面積	解除基準日
1	大和高田市土庫三丁目地内	2, 395 m ²	令和6年12月25日
2	大和高田市大字市場地内	704 m ²	令和6年12月25日
3	大和高田市大字池田地内	1, 419 m ²	令和6年12月25日

区域は解除図表示のとおり

告示第135号

介護保険法第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者を事業の廃止の届出がありましたので、同法第85条の規定により次のとおり告示します。

令和6年12月25日

大和高田市長 堀内 大造

- 事業者の名称
合同会社夢心
- 指定する事業所の名称及び所在地
居宅介護支援夢ごころ
奈良県大和高田市大字大中4番地ライオンズ大和高田セントハウス210号室
- 廃止年月日
令和7年2月1日
- 事業所の種類
居宅介護支援

告示第136号

介護保険法第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者を事業の廃止の届出がありましたので、同法第85条の規定により次のとおり告示します。

令和6年12月25日

大和高田市長 堀内 大造

- 事業者の名称
有限会社福祉企画
- 指定する事業所の名称及び所在地
ふくしのなら
奈良県大和高田市三和町2-3
- 廃止年月日
令和6年10月1日
- 事業所の種類
居宅介護支援

告示第137号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第10条第3項の規定によ

り利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（平成5年規則第33号）第6条の規定により告示します。

令和6年12月25日

大和高田市長 堀内 大造

1. 処分の根拠

保管の告示から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため

2. 処分対象自転車等の保管場所

大和高田市曾大根1丁目高田バイパス高架下

大和高田市高架下自転車保管所

3. 処分年月日

令和7年3月1日

4. 処分対象自転車等の移動年月日

令和6年9月1日から令和6年9月30日までの間

公 告

公告第113号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和6年12月2日

大和高田市長 堀内 大造

1 件 名	令和6年度総合行政ネットワーク（LGWAN）関連機器リース契約に係る納入業者等決定
2 納入場所	大和高田市役所内（大和高田市大字大中98番地4）
3 契約期間	納入期限：令和7年2月28日 リース期間：令和7年3月1日から令和12年2月28日まで
4 業務内容等	入札説明書（仕様書）のとおりに ※本件は、リースの対象となる物品の納入業者及び納入価格を決定するものです。
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 （1）大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿の「文具・事務用機器（OA機器、ソフト）」又は「役務の提供（電算業務）」に登録している者であること。 （2）以下のいずれかの資格を認証取得している者であること。 ・プライバシーマーク【JISQ15001】 ・情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）【ISO/IEC27001（JISQ27001）】 （3）地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者で

	あること。 (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）でないこと。 (5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 (6) (3) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書等（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 様式については、大和高田市ホームページ（以下「本市ホームページ」という。）の「入札・契約情報」欄よりダウンロードしてください。 (2) 必要書類は、次のとおりとします。 ① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式） ② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式） ③ 5（2）の要件を満たすことを証するもの（資格者証の写し） (3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。 (4) 受付期間 令和6年12月2日（月）から令和6年12月13日（金）まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。 (6) 提出場所・郵送先 〒635-8511 大和高田市大字大中98番地4 大和高田市役所 3階総務部契約監理課
7 競争入札参加資格の確認通知	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。 (1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書及び入札書類一式を送付します。 (3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。
8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式（任意様式可）とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。 (1) 受付期限

	令和6年12月18日（水）午後5時まで (2) 送信先 大和高田市役所 総務部契約監理課 FAX 0745-49-0053 (3) 回答期限 令和6年12月20日（金）午後5時まで 質疑回答は、本案件の入札公告ページに掲載します。なお、入札事務に関する問い合わせは質問者にのみ回答します。
9 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 令和6年12月25日（水）まで。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理課 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
10 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜き金額を記載してください。
11 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
12 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 令和6年12月26日（木）午前10時 (2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日本市ホームページで公表します。
13 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったもののした入札
14 落札者の決定等	落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
15 契約保証金	免除します。
16 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第115号

大和高田市職員採用規程（平成21年訓令第6号）第6条の規定により、令和6年度大和高田市職員採用試験（後期）の実施を次のとおり公告します。

令和6年12月5日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市職員採用試験は市民の方から納めていただいた貴重な税金を使って実施されます。申込みにより試験の準備を行いますので、必ず受験するようにしてください。万が一、受験できなくなった場合は、直ちに大和高田市職員採用試験委員会に連絡してください。

【受付期間】令和6年12月5日（木）午前9時から令和6年12月25日（水）午後5時まで

1. 試験概要

＜募集内容及び受験資格＞

職種及び試験区分	募集人数	受 験 資 格	
		年齢	学歴・資格等
一 般 事 務 職 大	15人程度	平成7年4月2日以降に生まれた人	学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は令和7年3月卒業見込みの人
一 般 事 務 職 高		平成11年4月2日以降に生まれた人	学校教育法による高等学校を卒業した人又は令和7年3月卒業見込みの人
土 木 職	2人程度	平成7年4月2日以降に生まれた人	（1）又は（2）の要件を満たす人 （1）学校教育法による高等学校以上の学校を卒業した人で、2級以上の土木施工管理技士の資格を有する人 （2）学校教育法による大学、短期大学若しくは高等学校のいずれかの土木専門課程を卒業した人
保 健 師	2人程度	平成7年4月2日以降に生まれた人	保健師免許を有する人又は令和7年3月末日までに取得見込みの人
一 般 事 務 職 （障がい者対象） 大 学	3人程度	平成7年4月2日以降に生まれた人	学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は令和7年3月卒業見込みの人で、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている人
一 般 事 務 職 （障がい者対象） 高 校		平成11年4月2日以降に生まれた人	学校教育法による高等学校を卒業した人又は令和7年3月卒業見込みの人で、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている人

（受験資格等に関する注意事項）

※1 「大学」には、専修学校の専門課程を卒業した人又は卒業する見込みの人で、高度専門士の称号を取得した人又は令和7年3月31日までに取得する見込みの人（当該受験資格該当課程であることの証明が得られるものに限る。）を含みます。

※2 「短期大学」には、専修学校の専門課程を卒業した人又は卒業する見込みの人で、専門士の称号を取得した人又は令和7年3月31日までに取得する見込みの人（当該受験資格該当課程であることの証明が得られるものに限る。）を含みます。

※3 高等学校卒業程度認定試験合格者は、高等学校卒業と同等に取り扱います。

※4 採用後、日本国籍を有しない人は、公権力の行使を伴う職及び市の意思形成に参画する職には任用されません。

◎全ての職種において国籍は問いませんが、次のいずれかに該当する人は受験できません。

- （1）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- （2）大和高田市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- （3）日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- （4）その他、地方公務員法に定める欠格条項に該当する人
- （5）日本国籍を有しない人で、在留資格において就職などが制限されている人

【障がいへの配慮について】

受験や採用後の職務遂行にあたり配慮を希望する人は、配慮希望申出書を申込時に必ず提出してください。使用する器具等は各自で持参してください。

なお、内容によっては試験の実施や公務への支障等により、配慮できない場合もあります。

2. 受験手続・申込

奈良県電子自治体共同運営システム「e 古都なら」を利用してインターネットより申込みをしてください。

（1）受付期間

令和6年12月5日（木）午前9時から令和6年12月25日（水）までの受信分

（2）申込方法

大和高田市ホームページの「令和6年度大和高田市職員採用試験案内(後期)」にある各種提出書類及び証明写真を準備の上、「e 古都なら」より申込みしてください。申込は、<http://www.egov-nara.jp/e-kotonara/>から接続するか、「令和6年度大和高田市職員採用試験案内(後期)」のページにあるリンクから「e 古都なら」に接続し、利用規約等をご理解の上、画面の指示に従い、申込みをしてください。利用者登録の有無は問いません。申込完了後しばらくすると「申込完了通知メール」が届きます。届かない場合は大和高田市職員採用試験委員会までご連絡ください。「申込完了通知メール」には、整理番号とパスワードが記載されています。申込の修正や試験結果の通知を確認する際に使用しますので、大切に保管してください。修正依頼や試験結果の案内は、登録されたメールアドレスに送信しますので、定期的に確認してください。

*システムの動作環境については、システムページの「ご利用方法」を参照してください。

*apply. e-tumo. jpのドメインから送信されるメールを受信できるよう設定してください。

*受付期間中のシステムの保守・点検等をする必要がある場合や、障害により本システムの運用の停止、休止、中断又は制限を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。また、これにより生じた申込みの遅延等による申込期間の延長は認めません。余裕をもって申込みをしてください。

*修正はこちらが指定する期限までに行ってください。

(3) 必要書類提出方法

職員採用試験に関する書類については、大和高田市ホームページからのダウンロードのみの対応となります。市役所内での配布は行いません。

提出方法	提出書類等
「e 古都なら」から提出	・経歴及び資格等（中学校卒業から現在までの全ての経歴） ・証明写真 ・配慮希望申出書 ※配慮を必要とする場合 ・自己PRシート（受験者本人が自筆したもの）

(注意事項)

- ・経歴及び資格等は、無職や予備校、休職等を含め、中学校卒業から申込み現在までの全ての経歴を空白期間なく記載してください。
- ・証明写真は、下記の条件を全て満たす画像（JPGもしくはJPEG形式）を使用してください。
 申込前6ヶ月以内に本人を直接撮影したもの（写真等を印刷、撮影したものは不可）
 鮮明でかつ焦点があっており、本人と確認できるもの
 脱帽・正面向きで胸部より上が写っているもの
 画像が縦表示で、比率が縦：横＝4：3となるもの
 背景が無地となっているもの
- ・自己PRシートは、受験者本人がボールペンで記入し、画像形式（JPGもしくはJPEG形式）で提出してください。
- ・申込内容及び提出書類等に不備がないか確認の上、提出してください。

(4) 受験票の送付

令和7年1月中旬に受験票をe 古都ならよりアップロードします。受験票は、専門試験（土木職のみ）及び第2次試験で必要となります。アップロード後こちらが指定する期日までに端末にダウンロードし、印刷の上、試験当日まで大切に保管してください。令和7年1月15日（水）になっても受験票の確認ができない場合、人事課まで必ずお問い合わせください。

3. 試験日時・科目・会場等

第1次試験（可否は2月上旬に発表する予定です。）

職種	試験内容・会場	日時
一般事務職 （障がい者対象含む）	基礎能力試験 全国のテストセンター	令和7年1月7日（火）から 令和7年1月28日（火）まで
保健師		
土木職	・基礎能力試験 全国のテストセンター ・専門試験 大和高田市内	・基礎能力試験 令和7年1月7日（火）から 令和7年1月28日（火）まで ・専門試験 令和7年1月26日（日）

第1次試験について

- ・第1次試験の結果は本人に結果を通知します。本市ホームページでも確認できます。
- ・試験内容や可否に関するお問い合わせについては、一切お答えできません。

基礎能力試験について（全職種）

- ・基礎能力試験は、全国の試験会場でコンピュータを使用し、受験者が希望する会場・日時（指定された期間内）で受験できるテストセンター方式です。会場は、47都道府県（奈良県内は奈良市、橿原市、桜井市）に設定されています。試験期間中に利用可能な会場については、

<https://cbts.com/testcenter/testcenter/>をご確認ください。

- ・申込期間終了後に、WEB申込の際に登録されたアドレスにテストセンターの予約案内メールを送信します。1月6日（月）になっても届かない場合は、人事課まで必ずお問い合わせください。
- ・cbt-s.comのドメインから送信されるメールを受信できるよう設定してください。
- ・予約案内メールに掲載しているURLからテストセンターの予約を行ってください。予約する際のIDとパスワードは受験申込時にe 古都ならで発行されたものとは異なります。ご注意ください。予約の変更は、受験日の前日の午後2時まで可能です。
- ・試験結果の流用はできません。
- ・期間中のシステムの保守・点検等をする必要がある場合や、障害により本システムの運用の停止、休止、中断又は制限を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。また、これにより生じた遅延等による期間の延長は認めません。余裕をもって申込みをしてください。
- ・テストセンターでの受験には本人確認書類（顔写真付き身分証明書等）が必要です。詳細は、案内メールを確認してください。

専門試験について（土木職のみ）

- ・申込期間終了後に受験票及び専門試験の詳細をe 古都ならにアップロードします。

第2次試験（合否は2月下旬に発表する予定です。）

職種	試験内容・会場	日時
一般事務職 （障がい者対象含む）	・ 職場適応性検査 WEB受検 ・ 個人面接	・ 職場適応性検査 （詳細は受験者に通知） ・ 個人面接、実技試験
保健師	大和高田市内	2月中旬（予定）
土木職	（詳細は合格者に通知）	

第2次試験について

- ・合否にかかわらず、本人に結果を通知します。本市ホームページでも確認できます。
- ・試験内容や合否に関するお問い合わせについては、一切お答えできません。
- ・第2次試験の実施日および会場は、個別に受験者へ通知します。日時や会場の指定や変更はできません。

職場適応性検査（WEB受検）について

<受検方法>

- ・受検案内メールを受信（第1次試験合格者に配信）

受検案内メールはWEB申込の際に登録されたアドレスに送信します。受検に必要なURLや受検方法が記載されたメールを受け取り、WEB適性検査のログインIDとパスワードを取得します。

- ・cbt-s.comのドメインから送信されるメールを受信できるよう設定してください。
- ・通信障害等による受検期間の延長は行いません。
- ・第1次試験合否発表から2日経っても受検案内メールが届かない場合は、人事課まで必ずお問い合わせください。

※第1次試験合格者には、指定する期日までに、下記の書類の提出を求めます。

- ・最終学校卒業（見込）証明書【全職種】
- ・受験資格対象となる学校の卒業（見込）証明書（最終学校と同じ場合は省略可）【一般事務職（障がい者対象を含む）、土木職（（2）の受験資格で応募するもの）】
- ・受験資格が確認できる資格証明書若しくは免許証の写し又は取得見込証明書（写し不可）

【土木職（（１）の受験資格で応募するもの）、保健師】

- ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し 【一般事務（障がい者対象）】

4. 採用の時期

- （１）最終合格者は採用候補者名簿に登載し、次の区分により採用します。
 - ・採用予定者 令和7年4月1日付けで採用します。
 - ・補欠登録者 合格者等に欠員が生じた場合に繰り上げ採用の対象となります。
- （２）採用候補者名簿の有効期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までです。
- （３）最終合格者のうち、卒業見込みの人が令和7年3月末日までに卒業できなかった場合又は免許、資格若しくはその両方取得見込みの人が、所定の時期までにこれを取得できなかった場合は、その時点で採用候補者名簿（採用予定者、補欠登録者）から抹消します。

5. 試験結果の開示

試験の結果については、開示請求ができます。電話などによる開示請求はできませんので、受験者本人が、受験票と本人であることを証明する書類（運転免許証等）を持って、直接市役所人事課までお越しください。

区分試験	請求できる人	開示内容	開示期間及び開示場所
第1次試験 第2次試験	不合格者 （本人に限る）	総合得点 総合順位	不合格通知の日から起算して2週間 大和高田市役所 人事課

※開示時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までです。

6. 給与・勤務条件等

（１）給与

給料月額、一般職の給与等に関する条例に基づき支給し、経験年数により加算されます。行政職給料表における初任給月額は、大卒196,200円、短大卒179,100円、高校卒166,600円です。

※令和6年4月1日現在の給料月額を基準とし、条例等の改正があれば変更となる場合があります。

※前職の職務内容等により同じ経験年数であっても給料月額が増減する場合があります。

※他に地域手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等がそれぞれの条件に応じて支給されます。ただし、現在、市の財政健全化に資することを目的に、一部手当については減額措置を講じています。また、同目的により職責に応じて給料月額の減額を行う場合があります。

（２）勤務時間及び休暇

・勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分で、休日は土曜日、日曜日、祝日です。ただし、職種や配属先により異なる場合があります。

・休暇には年次有給休暇、特別休暇（夏季休暇、結婚休暇、産前・産後休暇、忌引休暇等）、病気休暇、介護休暇等があります。

（３）福利厚生

共済組合の組合員及び互助会の会員となり、医療給付や保健事業（健康診断、人間ドック助成、インフルエンザ予防接種助成等）、貯金事業、貸付事業、互助会給付（結婚祝金、出産祝金、入

学祝金等）が受けられます。

（４）教育制度

毎年研修及び派遣研修の年間計画を作成し、職員自らの目標に応じた学習目標を構築し、明確な目的と自主性をもって研修に参加できるようにしています。

- ・大和高田市主催研修：新規採用職員フォロー研修、契約実務研修、新任係長・新任課長研修等
- ・奈良県市町村研修センター：新規採用職員研修、階層別研修、法制執務研修等
- ・他にも市町村職員中央研修所や全国市町村国際文化研修所などが主催する専門的な研修があります。

7. 注意事項

- ・受験資格がない場合、提出書類に不正があった場合又は試験や検査を受験生本人以外が受けていた場合には、直ちに受験資格を取り消します。また、採用後において発覚した場合には、免職となることがあります。
- ・受験のために提出された一切の書類は返却しません。取得した個人情報については、職員採用試験の実施及び採用後の人事管理のために用い、それ以外の目的には使用しません。また、個人情報の保護に関する法律及びその他関係法令に基づき、適正に管理します。
- ・使用されるパソコン等のデバイスや通信回線上の障害等によるトラブルについては一切責任を負いません。
- ・合格基準に満たない場合は、募集人数以下であっても不合格となります。
- ・棄権又は欠席したものが1つでもある場合は、それ以降の試験は受験できず、失格となります。
- ・職種にかかわらず、採用後は他の業務に従事する場合があります。
- ・受験中に住所や連絡先等が変更になった場合は、必ず大和高田市職員採用試験委員会にご連絡ください。
- ・自然災害等の社会情勢により試験の日程を変更する場合は、本市ホームページでお知らせします。

＜試験についての問い合わせ先＞

大和高田市役所 企画政策部人事課内
「大和高田市職員採用試験委員会」
電話 0745-22-1101

公告第116号

大和高田市職員採用規程（平成21年訓令第6号）第6条の規定により、令和6年度大和高田市職員採用試験（後期）の実施を次のとおり公告します。

令和6年12月5日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市職員採用試験は市民の方から納めていただいた貴重な税金を使って実施されます。申込みにより試験の準備を行いますので、必ず受験するようにしてください。

【受付期間】令和6年12月5日（木）午前9時から令和6年12月25日（水）午後5時まで

1. 試験概要

＜募集内容及び受験資格＞

職 種	募集人数	受 験 資 格	
		年齢	学歴・資格等
土 木 職	3人程度	平成元年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた人	令和6年11月末時点で、土木職の職務経験が3年以上ある人で、次の（１）又は（２）の要件を満たす人 （１）学校教育法による高等学校以上の学校を卒業した人で、２級以上の土木施工管理技士の資格を有する人 （２）学校教育法による大学、短期大学若しくは高等学校のいずれかの土木専門課程を卒業した人

（受験資格等に関する注意事項）

- ※１ 「大学」には、専修学校の専門課程を卒業した人で、高度専門士の称号を取得した人（当該受験資格該当課程であることの証明が得られるものに限る。）を含みます。
- ※２ 「短期大学」には、専修学校の専門課程を卒業した人で、専門士の称号を取得した人（当該受験資格該当課程であることの証明が得られるものに限る。）を含みます。
- ※３ 高等学校卒業程度認定試験合格者は、高等学校卒業と同等に取り扱います。
- ※４ 「職務経験年数」とは、民間企業等又は公務員等において正社員（正職員）として、同一事業所に１週あたり３８時間４５分以上かつ１２月以上継続勤務していた期間のことをいいます。
① 勤務時間は、就業規則・雇用契約等に規定されている時間で、残業等の時間は含めません。
② 職務経験が複数ある場合は、通算することができます。ただし、育児休業、休職等で休んでいた期間は通算できません。
- ※５ 採用後、日本国籍を有しない人は、公権力の行使を伴う職及び市の意思形成に参画する職には任用されません。
- ※６ 資格による要件で受験する場合は、最終学校の学歴を試験区分として、専門課程による要件で受験する場合は、専門課程の学歴を試験区分としてみなします。

◎国籍は問いませんが、次のいずれかに該当する人は受験できません。

- （１）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- （２）大和高田市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない人
- （３）日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- （４）その他、地方公務員法に定める欠格条項に該当する人
- （５）日本国籍を有しない人で、在留資格において就職などが制限されている人

２．受験手続・申込

「奈良県電子自治体共同運営システム」 e 古都ならを利用してインターネットより申込みをしてください。

（１）受付期間

令和6年12月5日（木）午前9時から令和6年12月25日（水）午後5時までの受信分

（２）申込方法

大和高田市ホームページの「令和6年度大和高田市職員社会人経験者採用試験案内（後期）」

にある提出書類及び証明写真を準備の上、「e 古都なら」より申込みしてください。申込は、<http://www.egov-nara.jp/e-kotonara/>から接続するか、「令和6年度大和高田市職員社会人経験者採用試験案内（後期）」のページにあるリンクから「e 古都なら」に接続し、利用規約等をご理解の上、画面の指示に従い、申込みをしてください。利用者登録の有無は問いません。申込完了後しばらくすると「申込完了通知メール」が届きます。届かない場合は大和高田市職員採用試験委員会までご連絡ください。「申込完了通知メール」には、整理番号とパスワードが記載されています。申込の修正や試験結果の通知を確認する際に使用しますので、大切に保管してください。修正依頼や試験結果の案内は、登録されたメールアドレスに送信しますので、定期的に確認してください。

* システムの動作環境については、システムページの「ご利用方法」を参照してください。

* apply.e-tumo.jpのドメインから送信されるメールを受信できるよう設定してください。

* 受付期間中のシステムの保守・点検等をする必要がある場合や、障害により本システムの運用の停止、休止、中断又は制限を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。また、これにより生じた申込みの遅延等による申込期間の延長は認めませんので、余裕をもって申込みをしてください。

* 修正はこちらが指定する期限までにしてください

（3）必要書類提出方法

職員採用試験に関する書類については、大和高田市ホームページからのダウンロードのみの対応となります。市役所内での配布は行いません。

提出方法	提出書類等
「e 古都なら」から提出	- 経歴及び資格等（中学校卒業から現在までの全ての経歴） - 職務経歴書（受験する職種に関する経歴） - 証明写真（JPGもしくはJPEG形式） - 自己PRシート（受験者本人が自筆したもの）

（注意事項）

- 経歴及び資格等は、無職や予備校、休職等を含め、中学校卒業から申込み現在までの全ての経歴を空白期間なく記載してください。
- 職務経歴書は、応募する職に関する経歴だけ記載してください。
- 証明写真は、下記の条件を全て満たす画像（JPGもしくはJPEG形式）を使用してください。
 申込前6ヶ月以内に本人を直接撮影したもの（写真等を印刷、撮影したものは不可）
 鮮明でかつ焦点があっており、本人と確認できるもの
 脱帽・正面向きで胸部より上が写っているもの
 画像が縦表示で、比率が縦：横＝4：3となるもの
 背景が無地となっているもの
- 自己PRシートは、受験者本人がボールペンで記入し、画像形式（JPGもしくはJPEG形式）で提出してください。
- 申込内容及び提出書類等に不備がないか確認の上、提出してください。

（4）受験票の送付

令和7年1月中旬に受験票をe 古都ならよりアップロードします。受験票は、第1次試験の専門試験及び第2次試験で必要となります。アップロード後こちらが指定する期日までに自身の端末にダウンロードし、印刷の上、試験当日まで大切に保管してください。令和7年1月15日（水）になっても受験票の確認ができない場合、人事課まで必ずお問い合わせください。

3. 試験日時・科目・会場等**第1次試験**

試験内容・会場	日時	可否発表
- 基礎能力試験 全国のテストセンター - 専門試験 大和高田市内	- 基礎能力試験 令和7年1月7日（火）から 令和7年1月28日（火）まで - 専門試験 令和7年1月26日（日）	2月上旬（予定）

第1次試験について

- ・第1次試験の結果は本人に結果を通知します。本市ホームページでも確認できます。
- ・試験内容や可否に関するお問い合わせについては、一切お答えできません。

基礎能力試験について（全職種）

- ・基礎能力試験は、全国の試験会場でコンピュータを使用し、受験者が希望する会場・日時（指定された期間内）で受験できるテストセンター方式です。会場は、47都道府県（奈良県内は奈良市、橿原市、桜井市）に設定されています。試験期間中に利用可能な会場については、<https://cbts.com/testcenter/testcenter/>をご確認ください。
- ・申込期間終了後に、WEB申込の際に登録されたアドレスにテストセンターの予約案内メールを送信します。1月6日（月）になっても届かない場合は、人事課まで必ずお問い合わせください。
- ・cbt-s.comのドメインから送信されるメールを受信できるよう設定してください。
- ・予約案内メールに掲載しているURLからテストセンターの予約を行ってください。予約する際のIDとパスワードは受験申込時にe古都ならで発行されたものとは異なります。ご注意ください。予約の変更は、受検日の前日の午後2時まで可能です。
- ・試験結果の流用はできません。
- ・期間中のシステムの保守・点検等をする必要がある場合や、障害により本システムの運用の停止、休止、中断又は制限を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。また、これにより生じた遅延等による期間の延長は認めません。余裕をもって申込みをしてください。
- ・テストセンターでの受検には本人確認書類（顔写真付き身分証明書等）が必要です。詳細は、案内メールを確認してください。

専門試験について

- ・申込期間終了後に受験票及び専門試験の詳細をe古都ならにアップロードします。

第2次試験

試験内容・会場	日時	可否発表
- 職場適応性検査 WEB受検 - 個人面接 大和高田市内 (詳細は合格者に通知)	- 職場適応性検査 (詳細は受験者に通知) - 個人面接、実技試験 2月中旬(予定)	2月下旬(予定)

第2次試験について

- ・可否にかかわらず、本人に結果を通知します。本市ホームページでも確認できます。
- ・試験内容や可否に関するお問い合わせについては、一切お答えできません。
- ・第2次試験の実施日および会場は、個別に受験者へ通知します。日時や会場の指定や変更はできません。

職場適応性検査（WEB受検）について

<受検方法>

- ・受検案内メールを受信（第1次試験合格者に配信）

受検案内メールはWEB申込の際に登録されたアドレスに送信します。受検に必要なURLや受検方法が記載されたメールを受け取り、WEB適性検査のログインIDとパスワードを取得します。

- ・cbt-s.comのドメインから送信されるメールを受信できるよう設定してください。
- ・通信障害等による受検期間の延長は行いません。
- ・第1次試験合否発表から2日経っても受検案内メールが届かない場合は、人事課まで必ずお問い合わせください。

※第1次試験合格者には、指定する期日までに、下記の書類の提出を求めます。

- ・最終学校卒業証明書
- ・受験資格対象となる学校の卒業証明書（最終学校と同じ場合は省略可）
- 【（2）の受験資格で応募する場合】
- ・受験資格が確認できる資格証明書若しくは免許証の写し
- 【（1）の受験資格で応募する場合】
- ・職務経験年数を証明する在職証明書

4. 採用の時期

- （1）最終合格者は採用候補者名簿に登載し、次の区分により採用します。
 - ・採用予定者 令和7年4月1日付けで採用します。
 - ・補欠登録者 合格者等に欠員が生じた場合に繰り上げ採用の対象となります。
- （2）採用候補者名簿の有効期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までです。

5. 試験結果の開示

試験の結果については、開示請求ができます。電話などによる開示請求はできませんので、受験者本人が、受験票と本人であることを証明する書類（運転免許証等）を持って、直接市役所人事課までお越しください。

区分試験	請求できる人	開示内容	開示期間及び開示場所
第1次試験 第2次試験	不合格者 (本人に限る)	総合得点 総合順位	不合格通知の日から起算して2週間 大和高田市役所 人事課

※開示時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までです。

6. 給与・勤務条件等

（1）給与

給料月額は、一般職の給与等に関する条例に基づき支給し、経験年数により加算されます。

参考例（大学の土木専門課程卒業後、正社員職務経験年数）

経験年数3年：給料月額214,400円

経験年数5年：給料月額226,800円

※令和6年4月1日現在の給料月額を基準とし、条例等の改正があれば変更となる場合があります。

※前職の職務内容等により同じ経験年数であっても給料月額が増減する場合があります。

※他に地域手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等がそれぞれの条件に応じて支給されます。ただし、現在、市の財政健全化に資することを目的に、一部手当について

は減額措置を講じています。また、同目的により職責に応じて給料月額の減額を行う場合があります。

（2）勤務時間及び休暇

- ・勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分で、休日は土曜日、日曜日、祝日です。ただし、職種や配属先により異なる場合があります。
- ・休暇には年次有給休暇、特別休暇（夏季休暇、結婚休暇、産前・産後休暇、忌引休暇等）、病気休暇、介護休暇等があります。

（3）福利厚生

共済組合の組合員及び互助会の会員となり、医療給付や保健事業（健康診断、人間ドック助成、インフルエンザ予防接種助成等）、貯金事業、貸付事業、互助会給付（結婚祝金、出産祝金、入学祝金等）が受けられます。

（4）教育制度

毎年研修及び派遣研修の年間計画を作成し、職員自らの目標に応じた学習目標を構築し、明確な目的と自主性をもって研修に参加できるようにしています。

- ・大和高田市主催研修：新規採用職員フォロー研修、契約実務研修、新任係長・新任課長研修等
- ・奈良県市町村研修センター：新規採用職員研修、階層別研修、法制執務研修等
- ・他にも市町村職員中央研修所や全国市町村国際文化研修所などが主催する専門的な研修があります。

7. 注意事項

- ・受験資格がない場合、提出書類に不正があった場合又は試験や検査を受験生本人以外が受けていた場合には、直ちに受験資格を取り消します。また、採用後において発覚した場合には、免職となることがあります。
- ・受験のために提出された一切の書類は返却しません。取得した個人情報については、今回の職員採用試験の実施及び採用後の人事管理のために用い、それ以外の目的には使用しません。また、個人情報の保護に関する法律及びその他関係法令に基づき、適正に管理します。
- ・使用されるパソコン等のデバイスや通信回線上の障害等によるトラブルについては一切責任を負いません。
- ・合格基準に満たない場合は、募集人数以下であっても不合格となります。
- ・棄権又は欠席したものが1つでもある場合は、それ以降の試験は受験できず、失格となります。
- ・職種にかかわらず、採用後は他の業務に従事する場合があります。
- ・受験中に住所や連絡先等が変更になった場合は、必ず大和高田市職員採用試験委員会にご連絡ください。
- ・自然災害等の社会情勢により試験の日程を変更する場合は、本市ホームページでお知らせします。

＜試験についての問い合わせ先＞

大和高田市役所 企画政策部人事課内

「大和高田市職員採用試験委員会」

電話 0745-22-1101

次のとおり条件付き一般競争入札（事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

なお、この業務は、大和高田市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札案件です。

令和6年12月9日

大和高田市長 堀内 大造

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務番号 高契第38号
- (2) 業 務 名 吉井地内分筆に伴う測量業務委託
- (3) 履行場所 大和高田市 大字吉井 地内
- (4) 履行期間 契約締結日から令和7年3月31日（月）まで
- (5) 業務内容 入札説明書（仕様書）のとおりに
- (6) 予定価格 3,590,000円（税抜き）
- (7) 設計金額 3,590,000円（税抜き）
- (8) 最低制限比較価格 2,768,000円（税抜き）
- (9) 入札方法 電子入札（「条件付き一般競争入札（事後審査型）」を使用）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の測量業務に登録している者であること。
- (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。
- (3) 土地家屋調査士法（昭和25年7月31日法律第228号）第8条の規定に基づく土地家屋調査士の登録を行っている者（契約締結時点において継続して3か月以上の雇用関係にある者）を配置できる者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。
- (7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。

3 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
公告及び入札説明書（仕様書）の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和6年12月9日（月） ～ 令和6年12月25日（水）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
設計図書の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和6年12月9日（月） ～ 令和6年12月25日（水）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=062006

		40072006E0
入札説明書（仕様書）についての 質疑受付期限	令和6年12月20日（金） 午後5時まで	質問のある者のみ、FAXにて受け 付けます。（ホームページ掲載の市 様式又は任意様式）
質疑の回答 （仕様等に影響する回答に関 しては、入札情報公開システム に掲載いたします。）	令和6年12月23日（月） 午後5時まで	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/ koukai/do/logon?name1=062006 40072006E0
入札書の提出	令和6年12月16日（月） ～ 令和6年12月24日（火）	
開札の日時	令和6年12月25日（水） 午前10時	大和高田市役所 契約監理課

※上記の期間は、大和高田市の休日を定める条例（平成元年条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除きます。

※電子入札システムの稼働時間は、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後8時までです。

※開札立会希望者がいた場合は、3階会議室1にて開札を行います。

4 入札書における金額の記載方法

入札金額は消費税等を含まない千円止めの金額（百の位以下切捨て）で記載してください。記載された金額に消費税等を加算した金額をもって契約金額とします。

5 入札の無効・失格

（1）次に掲げる入札については、無効とします。

- ア 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札
- イ 入札に参加する資格の無い者のした入札
- ウ 他人のICカードを使用した入札
- エ 入札金額に百の位以下の端数を記入した入札
- オ 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為があったと認められた入札
- カ その他市長の定める入札条件に違反した入札

（2）次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。

- ア 事後審査により不適格となった入札

6 落札候補者の決定

（1）落札者の決定は、本市の税抜の予定価格（設計金額）以下の価格でかつ最低制限比較価格以上の最低の価格〔入札書記載の金額〕をもって入札した業者を落札候補者とし、第1順位から事後審査をもって落札者を決定します。

（2）落札候補者となるべき同価の入札者が2以上ある場合は、“くじ”により決定します。くじを辞退することはできません。くじは電子入札システムにより行います。

（3）入札は、1回限りとします。入札者又は落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、又は落札者のした落札を取り消したとき等、契約相手が決定しない場合は、原則再度競争入札に付すものとします。

（4）入札結果は、電子入札情報公開システムにて公表します。また、落札候補者には電子入札シ

ステムにより通知します。

- (5) 落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、あわせて大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）第3条の規定により、同要綱別表第2第8号（4）に該当し、3月間の入札参加資格停止の措置を講じることとなります。なお、当該違約金を納められない場合は、同要綱第3条の規定により、同要綱別表第2第9号に該当し、当該債務に係る滞納状況が解消されるまで入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

7 事後審査

落札候補者の優先順位により確認審査を実施します。入札結果にて落札候補者第1順位者と認められた者については、「事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書」及び「事後審査に係る書類」を『電子入札システム（「入札状況一覧」の「資格確認申請書」の「提出」ボタン）』又は総務部契約監理課への持参により落札候補者の決定（開札日又は同額の場合くじを行った日）の翌日から3日以内（市の休日を除きます。）に提出してください。受注者として適格でない場合は第1順位者の入札を失格とし、次順位の落札候補者について、第1順位者と同様の事後審査書類の確認を行います。

8 電子入札システムに関する事項

- (1) 代表者又は受任者（競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者）に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のICカードを使用してください。ICカードの取得が間に合わない場合等は、10（1）の問い合わせ先まで連絡した上で、指示に従い手続きを進めてください。

- (2) 電子ファイルの作成基準は以下のとおりとします。

ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次のいずれかの方法によらなければならない。

- ・Microsoft Word 拡張子が.doc 又は.docx で保存されるもの
- ・Microsoft Excel 拡張子が.xls 又は.xlsx で保存されるもの
- ・PDF ファイル Acrobat Reader で読み取りが可能なもの

イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP 形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。

ウ ア及びイによらず提出された場合は、提出がないものとする。

- (3) 電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染（以下「ウイルス感染」といいます。）していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合においては、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

9 その他

- (1) 入札保証金について

免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、6（5）のとおり、違約金を徴収し、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じること

となります。

(2) 契約保証金について

免除します。

(3) 前金払について

大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。

(4) 電子入札運用基準について

公告に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、大和高田市電子入札運用基準の定めるところによる。

10 お問い合わせ先

(1) 入札の方法及び競争入札参加資格確認等に関すること。

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中98番地4

大和高田市役所 総務部契約監理課

TEL (0745) 22-1101

FAX (0745) 49-0053

(2) 電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関すること。

株式会社日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク

TEL (0570) 021-777

受付時間 平日午前9時から正午及び午後1時から午後5時30分まで

メールアドレス (sys-e-cydeenasphep.rx@ml.hitachi-systems.com)

公告第118号

市営住宅入居者の公募について、大和高田市営住宅条例（平成9年条例第34号）第4条の規定に基づき、令和6年12月2日付・公告第114号で公告したものであるがこれを取り消し、改めて下記のとおり公告する。

令和6年12月11日

大和高田市長 堀内 大造

1 市営住宅の名称等

名称(団地名)	所在地	規格	戸数	家賃 (円)
礒野	礒野北町14番2-1 04号	3DK	1	① 10,200 ② 11,800 ③ 13,500 ④ 15,200 ⑤ 17,400 ⑥ 20,000
礒野	礒野北町14番2-3 03号	3DK	1	① 10,100 ② 11,600 ③ 13,300 ④ 15,000 ⑤ 17,200 ⑥ 19,800
礒野	礒野北町14番4-4 03号	3DK	1	① 12,200 ② 14,100 ③ 16,100 ④ 18,200 ⑤ 20,800 ⑥ 24,000
西坊城	大字西坊城322番地 2(304号室)	3DK	1	① 21,900 ② 25,300 ③ 28,900 ④ 32,600 ⑤ 37,300 ⑥ 43,000
サンライズ	材木町6番27-20 4号	3LDK	1	① 25,500 ② 29,400 ③ 33,600 ④ 38,000 ⑤ 43,400 ⑥ 50,100
サンライズ	材木町6番27-30 4号	3LDK	1	① 25,500 ② 29,400 ③ 33,600 ④ 38,000 ⑤ 43,400 ⑥ 50,100

サンライズ	材木町6番27-41 2号	3LDK	1	① 25,500 ② 29,400 ③ 33,600 ④ 38,000 ⑤ 43,400 ⑥ 50,100
サンシャイン	大字市場540番地1 (105号室)	3LDK	1	① 25,800 ② 29,700 ③ 34,000 ④ 38,400 ⑤ 43,900 ⑥ 50,600
サンシャイン	大字市場540番地1 (301号室)	2LDK	1	① 20,200 ② 23,300 ③ 26,700 ④ 30,100 ⑤ 34,400 ⑥ 39,700

備考

- 1 西坊城団地及びサンシャイン団地301号室は単身者（資格2（2）のア～コのいずれかに該当する者）での入居が可能です。
- 2 西坊城団地・サンライズ団地・サンシャイン団地については、上記の表に掲げる家賃とは別に、駐車場使用料（月額2,000円）が必要です。
- 3 家賃は、次のとおりとします。

ア 一般世帯の場合は、所得に応じ、上記の表の①～④の4段階のうちのいずれか

イ 高齢者世帯又は障害者世帯（裁量世帯）の場合は、所得に応じ、上記の表の①～⑥の6段階のうちのいずれか

2 入居者資格

市営住宅の入居を申し込むには、申込時に次の（1）から（6）までの条件を具備していること。

（1）公募の日（令和6年12月2日）において、3か月以上大和高田市内に居住し、又は勤務している者であること。

（2）現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者又は指定入居日から3か月以内に入籍予定の婚姻の予約者を含む。以下同じ。）があること。ただし、次のいずれかに該当する者（身体上又は精神上著しい障害があるため常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難であると認められる者を除く。）にあつては、この限りでない。

ア 申込日時点の満年齢が60歳以上の者

イ 身体障害者手帳の交付を受けている者（障害の程度が1級から4級まで）

ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（障害の程度が1級から3級まで）

エ 療育手帳の交付を受けている者（障害の程度がウと同程度）

オ 戦傷病者手帳の交付を受けている者（障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表の3の第1款症であること。）

カ 厚生労働大臣の認定を受けている原子爆弾被爆者

キ 生活保護を受けている者

ク 海外からの引揚者（引き揚げた日から5年以内の者）

ケ ハンセン病療養所入所者等

コ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「法」という。）第1条第2項に規定する被害者で次のいずれかに該当するもの

（ア） 法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

（イ） 法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

（3）公営住宅法（昭和26年法律第193号）第23条の規定による収入（月額）が15万8千円以下であること。ただし、次のいずれかに該当する場合については21万4千円以下まで認められます。

ア 申込者又は同居予定者に次のいずれかに該当する者がある場合

（ア） 次のいずれかに該当する者

- ㊦ 身体障害者手帳の交付を受けている者（障害の程度が1級から4級まで）
- ㊧ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（障害の程度が1級から3級まで）
- ㊨ 療育手帳の交付を受けている者（障害の程度が㊧と同程度）

（イ） 戦傷病者手帳の交付を受けている者（障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表の3の第1款症であること。）

（ウ） 次のいずれかに該当する者

- ㊩ 厚生労働大臣の認定を受けている原子爆弾被爆者
- ㊪ 海外からの引揚者（引き揚げた日から5年以内の者）
- ㊫ ハンセン病療養所入所者等

イ 申込者が満60歳以上の者であり、かつ、同居予定者のいずれもが満60歳以上又は満18歳未満の者である場合

ウ 同居予定者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

（4）現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

（5）市税等を滞納していない者であること。

（6）入居予定者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

3 募集案内・申込書の配布期間及び配布場所

（1）配布期間 令和7年1月24日（金）から2月7日（金）まで（土、日を除く。）

（2）配布場所 大和高田市役所 2階 環境建設部住宅課

4 申込書受付期間及び受付場所

（1）受付期間 令和7年1月24日（金）から2月7日（金）まで（土、日を除く。）

（2）受付場所 大和高田市役所 2階 環境建設部住宅課

5 申込方法及び受付について

（1）市営住宅入居申込書に必要事項を記入し、市税等納付状況等調査及び暴力団員調査同意書を添付の上、持参してください。（郵送による申込みはできません。）

（2）申込みは、1世帯につき1住宅に限ります。

（3）申込書及びその他の提出書類は、一切返却しません。

（4）税情報は同意の上調査を実施し、市税等に滞納が無い場合等に受付番号（公開抽選番号）を付した通知書を送付します。

6 選考方法の概略

公募している市営住宅の1戸に対して複数の申込者がある場合は、当選者及び補欠当選者2名を決定するため、次に掲げる日時及び場所で公開抽選を行います。（公募している市営住宅の1戸に対して申込者が1名の場合は、当該申込者が当選者となります。）

（1）公開抽選の日時 令和7年2月14日（金） 午後2時から

（２）公開抽選の場所 大和高田市役所 ５階 会議室６

７ 入居資格審査と入居予定者の決定

- （１）入居資格審査を行うため、住宅課から当選者に対して、入居手続通知書により必要な書類の提出について案内します。
- （２）当選者の入居資格審査は、住宅課で行いますので、指定された日に（１）で案内した書類を持参してください。
- （３）（２）で提出された書類を確認するため、実態調査を行います。
- （４）（３）の実態調査の結果、市営住宅入居申込書及び（２）で提出された書類の記載事項が事実と相違していた当選者は、失格となります。この場合、補欠順位の若い補欠当選者が繰上がりで当該住宅の当選者となり、入居資格審査を行います。
- （５）必要な書類が提出されず入居資格審査を行えない当選者は、失格となります。
この場合、補欠順位の若い補欠当選者が繰上がりで当該住宅の当選者となり、入居資格審査を行います。
- （６）当選者が入居資格審査に合格して初めて、入居予定者となります。なお、入居資格を満たしていない場合は、不承認通知書を送付します。
- （７）（４）又は（５）において繰り上がる補欠当選者がいない場合は、再度、入居者募集を行います。

８ 入居手続

- （１）入居予定者に対して市営住宅入居承認書を郵送します。ただし、入居予定者が婚姻の予約者の場合は、原則として入籍の確認後に入居手続を行います。
- （２）入居手続日（鍵渡しの日）には、次に掲げる書類等が必要です。
 - ア 入居予定者の実印及び印鑑登録証明書
 - イ 連帯保証人の住民票抄本、印鑑登録証明書及び市町村税務関係課発行の直近の所得証明書（所得証明書については、現に入居予定者と同じく同居している連帯保証人は提出不要です。）
 - ウ その他市長が必要とする書類
- （３）入居手続の日時及び場所については、（１）の市営住宅入居承認書で通知します。
- （４）入居を辞退する場合は、入居予定者が書面により辞退届を提出してください。

９ 入居可能日、家賃の支払方法その他必要な事項については、入居手続時に説明します。

公告第１１９号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第５６号）附則第５条の規定により、改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号）第１８条第１項に基づき、農用地利用集積計画を定めたので、同法第１９条の規定により公告する。

なお、その関係書類を本市地域振興部農業振興課に備え置いて縦覧に供する。

令和６年１２月１１日

大和高田市長 堀内 大造

公告第１２０号

令和６年１２月１６日

大和高田市長 堀内 大造

公売公告兼見積価額公告

国税徴収法第95条の規定により差押財産を公売することを公告します。

国税徴収法第99条の規定により見積価額を公告します。

公売参加申込開始日時	令和7年 1月9日 午後1時00分
公売参加申込終了日時	令和7年 1月27日 午後11時00分
公売参加申込場所	K S I 官公庁オークションホームページ
公売開始日時	令和7年2月3日 午後1時00分
公売締切日時	令和7年2月10日 午後1時00分
公売場所	K S I 官公庁オークションホームページ
公売方法	期間入札
開札日時	令和7年2月10日 午後2時00分
開札場所	K S I 官公庁オークションホームページ
売却決定日時	令和7年2月13日 午前10時00分
売却決定場所	大和高田市収納対策課
買受代金納付期限	令和7年3月3日 午後2時30分
買受代金納付場所	大和高田市役所又は銀行口座
公売保証金額	※詳細は、別紙のとおり
公売保証金納付日時	令和7年1月9日午後1時00分～令和7年1月27日午後11時00分
公売保証金納付場所	K S I 官公庁オークションホームページ
公売財産及び見積価額	※詳細は、別紙のとおり
買受人の資格その他要件	本市ホームページ掲載の「大和高田市インターネット公売ガイドライン」のとおり。
公売財産上の質権者抵当権者等の権利の内容の申し出について	公売財産上に質権、抵当権、先取得権、留置権、その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有するものは、売却決定の日の前日までに、その内容を申し出てください。

＜その他の事項＞

- 1 公売保証金及び買受代金は、現金又は小切手（銀行等の振り出しに係るもの又は銀行等の支払保証のあるもの）でなければ納付できません。
- 2 見積価額に達した入札者等が無い場合、直ちに再度入札を実施することがあります。
- 3 一度提出した入札書は、引替え、変更又は取消しをすることができません。
- 4 買受人が買受代金を納付するときまでに滞納金額完納の事実が証明されたとき、又は買受代金納付後で取り消すべき理由があるときは、公売を取り消します。
- 5 買受代金を納付の期限までに納付しないときは、公売保証金はお返しできません。
- 6 買受人が公売財産の所有権を取得する時期は、買受代金を完納したときです。したがって、所有権取得後の財産のき損焼失等による損害は、買受人の負担となります。
- 7 公売による権利移転に伴う費用（移転登記の登録免許税等）は、買受人の負担となります。
- 8 次順位買受申込者制度の適用があります。また、次順位買受申込者に売却決定をする場合は、売却決定の日時及び買受代金の納付のときが異なることがあります。
- 9 農地を買い受ける際は、大和高田市農業委員会に申請したうえで、買受適格証明書を交付してもらう必要があります。
- 10 公売物件の所有者が適格請求書（インボイス）発行事業者の場合、希望される買受人の方にはインボイスを発行いたします。また、公売手続期間中において、滞納者から登録申請があった場合あるいは取消し・事業廃止届出書等が提出される場合などが想定され、インボイス発行に対応できないことも考えられます。その点は予めご了承ください。

公売財産一覧

売却区分 番号	公売財産の名称、性質数量及び所在 公売財産上の賃借権等の権利の内容その他	公売保証金 (円)	見積価額 (円)
1	◎公売財産の表示 ・所在 奈良県大和高田市大字野口 ・地番 32番 ・地目 田 ・地積 847㎡ 以上登記簿による表示 ◎公売財産の概要 ・JR和歌山線 五位堂駅から南へ約1,400mのところ（徒歩約18分） ・当該敷地の南面で市道陵9号線と接している（接面約63m、幅員約1.5m）。 ・当該土地周辺は境界明示されていません。 ◎利用状況、法的規制等 市街化調整区域 ◎その他公売条件等 ・公売に参加する場合は、事前に公売財産の現況、関係公簿等をご確認ください。 ・公売においては、暴力団員等の売り払いを防止するため、暴力団員等に該当しない旨の陳述書が必要となります。 ・境界については、隣接地所有者と協議してください。 ・大和高田市は、公売財産の引渡義務を負いません。 ・大和高田市は、民法改正前の瑕疵担保責任を負いません。 ・現在、敷地利用している個人及び事業者との協議は、当事者間で行ってください。 ・買受の際には、大和高田市農業委員会から買受適格証明書の交付を受けたものでなければ、公売に参加できません。	177,000	1,767,000

公告第121号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札（事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

なお、この業務は、大和高田市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札案件です。

令和6年12月24日

大和高田市長 堀内 大造

1 競争入札に付する事項

（1）業務番号 高契第39号

- (2) 業 務 名 吉井地内分筆登記業務委託
- (3) 履行場所 大和高田市 大字吉井 地内
- (4) 履行期間 契約締結日から令和7年3月31日（月）まで
- (5) 業務内容 入札説明書（仕様書）のとおり
- (6) 予定価格 3,490,000円（税抜き）
- (7) 設計金額 3,490,000円（税抜き）
- (8) 最低制限比較価格 2,440,000円（税抜き）
- (9) 入札方法 電子入札（「条件付き一般競争入札（事後審査型）」を使用）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の「土地家屋調査士」に登録している者であること。
- (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。
- (6) (3) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。

3 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
公告及び入札説明書（仕様書）の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和6年12月24日（火） ～ 令和7年1月21日（火）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
設計図書の交付 （入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和6年12月24日（火） ～ 令和7年1月21日（火）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札説明書（仕様書）についての質疑受付期限	令和7年1月15日（水） 午後5時まで	質問のある者のみ、FAXにて受け付けます。（ホームページ掲載の市様式又は任意様式）
質疑の回答 （仕様等に影響する回答に関しては、入札情報公開システムに掲載いたします。）	令和7年1月17日（金） 午後5時まで	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札書の提出	令和7年1月7日（火） ～ 令和7年1月20日（月）	
開札の日時	令和7年1月21日（火） 午前10時	大和高田市役所 契約監理課

※上記の期間は、大和高田市の休日を定める条例（平成元年条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除きます。

※電子入札システムの稼働時間は、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後8時までです。

※開札立会希望者がいた場合は、3階会議室1にて開札を行います。

4 入札書における金額の記載方法

入札金額は消費税等を含まない千円止めの金額（百の位以下切捨て）で記載してください。記載された金額に消費税等を加算した金額をもって契約金額とします。

5 入札の無効・失格

（1）次に掲げる入札については、無効とします。

- ア 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札
- イ 入札に参加する資格の無い者のした入札
- ウ 他人のＩＣカードを使用した入札
- エ 入札金額に百の位以下の端数を記入した入札
- オ 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為があったと認められた入札
- カ その他市長の定める入札条件に違反した入札

（2）次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。

- ア 事後審査により不適格となった入札

6 落札候補者の決定

（1）落札者の決定は、本市の税抜の予定価格（設計金額）以下の価格でかつ最低制限比較価格以上の最低の価格〔入札書記載の金額〕をもって入札した業者を落札候補者とし、第1順位から事後審査をもって落札者を決定します。

（2）落札候補者となるべき同価の入札者が2以上ある場合は、“くじ”により決定します。くじを辞退することはできません。くじは電子入札システムにより行います。

（3）入札は、1回限りとします。入札者又は落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、又は落札者のした落札を取り消したとき等、契約相手が決定しない場合は、原則再度競争入札に付すものとします。

（4）入札結果は、電子入札情報公開システムにて公表します。また、落札候補者には電子入札システムにより通知します。

（5）落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、あわせて大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）第3条の規定により、同要綱別表第2第8号（4）に該当し、3月間の入札参加資格停止の措置を講じることとなります。なお、当該違約金を納められない場合は、同要綱第3条の規定により、同要綱別表第2第9号に該当し、当該債務に係る滞納状況が解消されるまで入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

7 事後審査

落札候補者の優先順位により確認審査を実施します。入札結果にて落札候補者第1順位者と認められた者については、「事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書」及び「事後審査に係る書類」

を『電子入札システム（「入札状況一覧」の「資格確認申請書」の「提出」ボタン）』又は総務部契約監理課への持参により落札候補者の決定（開札日又は同額の場合くじを行った日）の翌日から3日以内（市の休日を除きます。）に提出してください。受注者として適格でない場合は第1順位者の入札を失格とし、次順位の落札候補者について、第1順位者と同様の事後審査書類の確認を行います。

8 電子入札システムに関する事項

- （1）代表者又は受任者（競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者）に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のICカードを使用してください。ICカードの取得が間に合わない場合等は、10（1）の問い合わせ先まで連絡した上で、指示に従い手続きを進めてください。

- （2）電子ファイルの作成基準は以下のとおりとします。

ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次のいずれかの方法によらなければならない。

- ・Microsoft Word 拡張子が.doc 又は.docx で保存されるもの
- ・Microsoft Excel 拡張子が.xls 又は.xlsx で保存されるもの
- ・PDF ファイル Acrobat Reader で読み取りが可能なもの

イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP 形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。

ウ ア及びイによらず提出された場合は、提出がないものとする。

- （3）電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染（以下「ウイルス感染」といいます。）していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合においては、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

9 その他

- （1）入札保証金について

免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、6（5）のとおり、違約金を徴収し、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

- （2）契約保証金について

免除します。

- （3）前金払について

大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとする。

- （4）電子入札運用基準について

公告に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、大和高田市電子入札運用基準の定めるところによる。

10 お問い合わせ先

- （1）入札の方法及び競争入札参加資格確認等に関すること。

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中98番地4

大和高田市役所 総務部契約監理課

TEL（0745）22-1101

FAX（0745）49-0053

（2）電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関すること。

株式会社日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク

TEL（0570）021-777

受付時間 平日午前9時から正午及び午後1時から午後5時30分まで

メールアドレス（sys-e-cydeenasphep.rx@ml.hitachi-systems.com）

公告第122号

令和6年12月27日

大和高田市長 堀内 大造

公売公告兼見積価額公告	
国税徴収法第95条の規定により差押財産を公売することを公告します。	
国税徴収法第99条の規定により見積価額を公告します。	
公売参加申込開始日時	令和7年 1月9日 午後1時00分
公売参加申込終了日時	令和7年 1月27日 午後11時00分
公売参加申込場所	K S I 官公庁オークションホームページ
公売開始日時	令和7年2月3日 午後1時00分
公売締切日時	令和7年2月5日 午後11時00分
公売場所	K S I 官公庁オークションホームページ
公売方法	期間せり売り
開札日時	令和7年2月6日 午前10時00分
開札場所	K S I 官公庁オークションホームページ
売却決定日時	令和7年2月13日 午前10時00分
売却決定場所	大和高田市収納対策課
買受代金納付期限	令和7年2月13日 午後2時30分
買受代金納付場所	大和高田市役所又は銀行口座
公売保証金額	※詳細は、別紙公売財産一覧のとおり
公売財産及び見積価額	※詳細は、別紙公売財産一覧のとおり
買受人の資格その他要件	本紙ホームページ掲載の「大和高田市インターネット公売ガイドライン」のとおり
公売財産上の質権者抵当権者等の権利の内容の申し出について	公売財産上に質権、抵当権、先取得権、留置権、その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有するものは、売却決定の日の前日までに、その内容を申し出てください。

＜その他の事項＞

- 1 買受代金の支払いは銀行振込でお願いします。振込手数料は買受人負担となります。
- 2 見積価額に達した入札者等が無い場合には、直ちに再度入札を実施することがあります。
- 3 一度提出した入札書は、引替え、変更又は取消しをすることができません。
- 4 買受人が買受代金を納付するときまでに滞納金額完納の事実が証明されたとき、又は取り消すべき理由があるときは、公売を取り消します。
- 5 買受代金を納付の期限までに納付しないときは、公売保証金はお返しできません。
- 6 公売財産は、買受代金納付時の現状有姿で引渡しとなります。なお、下見会の実施予定はありませんが、事前連絡あれば対応いたします。一部対応できない物品がありますのでご了承ください。
- 7 引渡の時期及び場所は、原則として大和高田市が指定することとします。
- 8 執行機関が交付する「売却決定通知書」を保管人に提示して引渡しを受ける場合は、当該保管人から公売財産の引渡しを受けてください。この場合において、「売却決定通知書」の交付により執行機関から買受人に対する公売財産の引渡しは完了したこととなります。保管人が公売財産の現実の引渡しを拒否しても、執行機関はその現実の引渡しを行う義務を負いません。
- 9 引渡し後に隠れた瑕疵を発見しても大和高田市は一切責任を負わず返品も受け付けません。また、不調や故障についての補償も一切行いません。
- 10 引渡しに係る費用及び買受代金納付後に保管費用が発生する場合、それらの費用は買受人負担となります。また、現地引渡のみの公売財産につきましては、当該公売財産の取外し等にかかる費用は買受人負担となります。具体的な方法につきましては保管人と買受人間で協議してください。
- 11 買受人が公売財産の所有権を取得する時期は、買受代金を完納したときです。したがって、所有権取得後の財産のき損焼失等による損害は買受人の負担となります。
- 12 公売による権利移転に伴う費用（移転登記の登録免許税、名義変更にかかる費用等）は、買受人の負担となります。
- 13 公売物件の所有者が適格請求書（インボイス）発行事業者の場合、希望される買受人の方にはインボイスを発行いたします。また、公売手続期間中において、滞納者から登録申請があった場合あるいは取消し・事業廃止届出書等が提出される場合などが想定され、インボイス発行に対応できないことも考えられます。その点は予めご了承ください。

公売公告付表

売却区分番号	3 1
見積価額	1, 2 0 0, 0 0 0 円
公売保証金	1 2 0, 0 0 0 円
公売財産の表示	・登録年月日：令和4年1月7日 ・初度登録年月：平成27年12月 ・車名：スバル ・型式：DBA-VWG ・車体番号：VMG-014258 ・自動車の種別：普通 ・用途：乗用 ・自家用事業用の別：自家用 ・車体の形状：ステーションワゴン ・総排気量：1. 9 9 L ・燃料の種類：ガソリン ・乗車定員：5人 ・車両重量：1, 5 7 0 k g ・車両総重量：1, 8 4 5 k g ・長さ：4 6 9 c m ・幅：1 7 8 c m ・高さ：1 4 9 c m

	・前前軸重：930kg ・後後軸重：640kg ・オートマチック ・ハンドル：右 ・走行距離：62,222km（R6.12.13時点） ※今後、移動等で変動する場合がございます。 ・自動車検査証有効期限：令和6年12月24日 ・車体の色：スチールブルーグレー
車両等の状況	・車両の動作確認はR6.12.13に実施済み。 ・実施の結果、バッテリー上がりであったが、車内の通電は確認済み。スマートキーは通電中は使用可能であった。 ・中古バッテリーに交換した後、自走により市役所へ引き上げ済み。 ・純正カーナビあり（動作確認実施済み） ・ETCあり ・フルセグTV、バックモニターあり。レザーシート（ハーフレザー）でパワーシート、シートヒーター付き。レーンアシスト、パドルシフト、アルミペダルあり。社外ホイール、スタッドレスあり。オートクルーズコントロール機能付き。LEDヘッドライト、USB入力端子、サンルーフあり。 ・前後輪：DUNLOPのWINTERMAXX タイヤスペック（215／50R17 91Q） ・車両には経過年数相応の傷が多数見られます。 ・スペアキー（1個）、車検証、自賠責保険証、リサイクル券は大和高田市で保管中です。
特記事項	見積価額の設定は複数の査定を参考にしております。
引渡条件	売却決定後、車両の引渡は大和高田市役所にて行います。輸送等はいりません。引渡にかかる費用は落札者負担となります。
下見の案内	開庁時間内で随時受付可能ですので、ご希望の方は大和高田市収納対策課までご連絡ください。
留意事項	・車両及び装備は売却代金納付時の現状有姿で引渡しとなります。 ・車両の状況は職員の目視により確認したもので、正確な内容を保証するものではありません。画像は職員がデジタルカメラで撮影していますので物件の損傷の程度や色などは異なる場合がございます。 ・引渡し後に隠れた瑕疵を発見しても大和高田市は一切責任を負わず返品も受け付けません。また、不調や故障についての補償も一切行いません。
売却区分番号	32
見積価額	250,000円
公売保証金	30,000円
公売財産の表示	・登録年月日：平成21年7月7日 ・初度登録年月：平成21年7月 ・車名：トヨタ ・型式：DBA-GRS203 ・車台番号：GRS203-0003131 ・自動車の種別：普通 ・用途：乗用 ・自家用事業用の別：自家用 ・車体の形状：箱型 ・総排気量：2.99L

	・燃料の種類：ガソリン ・乗車定員：5人 ・車両重量：1,730kg ・車両総重量：2,005kg ・長さ：487cm ・幅：179cm ・高さ：148cm ・前前軸重：930kg ・後後軸重：800kg ・オートマチック ・ハンドル：右 ・走行距離：307,564km（R6.12.12時点） ※今後、移動等で変動する場合がございます。 ・自動車検査証有効期限：令和8年7月22日 ・車体の色：白
車両等の状況	・車両の動作確認はR6.12.12に実施。 ・カーナビあり（動作確認済み）。 ・車両には経過年数相応の傷が多数見られます。 ・運転席側後部座席のドアのレザーシートに破れあり。 ・ETC・ドライブレコーダー（前後両方）あり。 ・車内はオールレザーでシート冷暖房、シートメモリーあり。スノースポーツモードの切り換え、リアウインドウにサンシェード機能、サンルーフあり。 ・スマートキー時計（純正）あり。 ・前輪：DUNLOPのLEMANS V+ タイヤスペック（215／55R17 94V） ・後輪：VEURO VE304 タイヤスペック（215／55R17 94V） ・スペアキー（1個）、車検証、自賠責保険証は大和高田市で保管中です。
特記事項	見積価額の設定は複数の査定を参考にしております。
引渡条件	売却決定後、車両の引渡は大和高田市役所にて行います。輸送等はいりません。引渡にかかる費用は落札者負担となります。
下見の案内	開庁時間内で随時受付可能ですので、ご希望の方は大和高田市収納対策課までご連絡ください。
留意事項	・車両及び装備は売却代金納付時の現状有姿で引渡しとなります。 ・車両の状況は職員の目視により確認したもので、正確な内容を保証するものではありません。画像は職員がデジタルカメラで撮影していますので物件の損傷の程度や色などは異なる場合がございます。 ・引渡し後に隠れた瑕疵を発見しても大和高田市は一切責任を負わず返品も受け付けません。また、不調や故障についての補償も一切行いません。

公告第123号

令和6年12月27日

大和高田市長 堀内 大造

公売公告兼見積価額公告

国税徴収法第95条の規定により差押財産を公売することを公告します。
 国税徴収法第99条の規定により見積価額を公告します。

公売参加申込開始日時	令和7年 1月9日 午後1時00分
公売参加申込終了日時	令和7年 1月27日 午後11時00分
公売参加申込場所	K S I 官公庁オークションホームページ
公売開始日時	令和7年2月3日 午後1時00分
公売締切日時	令和7年2月10日 午後1時00分
公売場所	K S I 官公庁オークションホームページ
公売方法	期間入札
開札日時	令和7年2月10日 午後2時00分
開札場所	K S I 官公庁オークションホームページ
売却決定日時	令和7年3月3日 午前10時00分
売却決定場所	大和高田市収納対策課
買受代金納付期限	令和7年3月3日 午後2時30分
買受代金納付場所	大和高田市役所又は銀行口座
公売保証金額	※詳細は、別紙のとおり
公売保証金納付日時	令和7年1月9日午後1時00分～令和7年1月27日午後11時00分
公売保証金納付場所	K S I 官公庁オークションホームページ
公売財産及び見積価額	※詳細は、別紙のとおり
買受人の資格その他要件	本市ホームページ掲載の「大和高田市インターネット公売ガイドライン」のとおり。
公売財産上の質権者抵当権者等の権利の内容の申し出について	公売財産上に質権、抵当権、先取得権、留置権、その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有するものは、売却決定の日の前日までに、その内容を申し出てください。
＜その他の事項＞	
1 公売保証金及び買受代金は、現金又は小切手（銀行等の振り出しに係るもの又は銀行等の支払保証のあるもの）でなければ納付できません。	
2 見積価額に達した入札者等が無い場合、直ちに再度入札を実施することがあります。	
3 一度提出した入札書は、引替え、変更又は取消しをすることができません。	
4 買受人が買受代金を納付するときまでに滞納金額完納の事実が証明されたとき、又は買受代金納付後で取り消すべき理由があるときは、公売を取り消します。	
5 買受代金を納付の期限までに納付しないときは、公売保証金はお返しできません。	
6 買受人が公売財産の所有権を取得する時期は、買受代金を完納したときです。したがって、所有権取得後の財産のき損焼失等による損害は、買受人の負担となります。	
7 公売による権利移転に伴う費用（移転登記の登録免許税等）は、買受人の負担となります。	
8 次順位買受申込者制度の適用があります。また、次順位買受申込者に売却決定をする場合は、売却決定の日時及び買受代金の納付のときが異なることがあります。	
9 農地を買い受ける際は、大和高田市農業委員会に申請したうえで、買受適格証明書を交付してもらう必要があります。	
10 公売物件の所有者が適格請求書（インボイス）発行事業者の場合、希望される買受人の方にはインボイスを発行いたします。また、公売手続期間中において、滞納者から登録申請があった場合あるいは取消し・事業廃止届出書等が提出される場合などが想定され、インボイス発行に対応できないことも考えられます。その点は予めご了承ください。	

公売財産一覧			
売却区分 番号	公売財産の名称、性質数量及び所在 公売財産上の賃借権等の権利の内容その他	公売保証金 （円）	見積価額 （円）
2	◎公売財産の表示 ・所在 奈良県吉野郡大淀町大字北野 ・地番 75番9	160,000	1,580,000

	・地目 宅地 ・地積 236.76㎡ 以上登記簿による表示 ◎公売財産の概要 ・近鉄吉野線『六田』駅から北へ約1,300mのところ(徒歩約17分) ・当該敷地の南面で中部69号線(大淀町)と接している(接面約12.28m、幅員約6m)。 ・登記地目は宅地であるが、草木が生い茂って、現況は雑種地状態。 ◎利用状況・法的規制等 (行政的条件) ・都市計画区域 市街化区域 ・用途地域 第一種低層住居専用地域 ・建ぺい率(指定) 50% ・容積率(指定) 80% ・高度地区 なし ◎その他公売条件等 ・公売に参加する場合は、事前に公売財産の現況、関係公簿等をご確認ください。 ・公売においては、暴力団員等の売り払いを防止するため暴力団員等に該当しない旨の陳述書が必要となります。 ・境界については、隣接地所有者と協議してください。 ・大和高田市は、公売財産の引渡義務を負いません。 ・大和高田市は、民法改正前の瑕疵担保責任を負いません。 ・現在、敷地利用している個人及び事業者との協議は、当事者間で行ってください。		
公売財産一覧			
売却区分 番号	公売財産の名称、性質数量及び所在 公売財産上の賃借権等の権利の内容その他	公売保証金 (円)	見積価額 (円)
3	◎公売財産の表示 ・所在 奈良県吉野郡大淀町大字北野 ・地番 81番13 ・地目 宅地 ・地積 268.04㎡ 以上登記簿による表示 ◎公売財産の概要 ・近鉄吉野線『六田』駅から北へ約1,500mのところ(徒歩約19分) ・当該敷地の北面で大淀町中部85号線と接している(接面約5.2m、幅員約7.3m)。 ・登記地目は宅地であるが、草木が生い茂って、現況は雑種地状態。	130,000	1,240,000

	◎利用状況・法的規制等 (行政的条件) ・都市計画区域 市街化区域 ・用途地域 第一種低層住居専用地域 ・建ぺい率(指定) 50% ・容積率(指定) 80% ・高度地区 なし ◎その他公売条件等 ・公売に参加する場合は、事前に公売財産の現況、関係公簿等をご確認ください。 ・公売においては、暴力団員に該当しない旨の陳述書が必要となります。 ・境界については、隣接地所有者と協議してください。 ・大和高田市は、公売財産の引渡義務を負いません。 ・大和高田市は、民法改正前の瑕疵担保責任を負いません。 ・現在、敷地利用している個人及び事業者との協議は、当事者間で行ってください。		
公売財産一覧			
売却区分 番号	公売財産の名称、性質数量及び所在 公売財産上の賃借権等の権利の内容その他	公売保証金 (円)	見積価額 (円)
4	◎公売財産の表示 (土地) ・所在 奈良県大和高田市大字東中 ・地番 29番17 ・地目 宅地 ・地積 106.24㎡ (建物) ・所在 奈良県大和高田市大字東中29番地17 ・家屋番号 29番17 ・種類 居宅 ・構造 木造瓦茅葺2階建 ・床面積 1階 48.85㎡ 2階 36.43㎡ 以上登記簿による表示 ◎公売財産の概要 ・近鉄南大阪線 高田市駅から東へ約1,300mのところ(徒歩約19分) ・当該敷地の西面で市道と接している(接面約7.32m、幅員約6～7m)。 ・当該土地周辺は境界明示されておりません。 ◎利用状況、法的規制等 市街化調整区域 ◎その他公売条件等 ・公売に参加する場合は、事前に公売財産の現況、関係公簿等をご確認ください。	286,000	2,858,000

- | | | |
|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・公売においては、暴力団員等の売り払いを防止するため、暴力団員等に該当しない旨の陳述書が必要となります。 ・現所有者との折衝は取れておらず、埒等は大和高田市で保管していませんので当事者間で協議してください。 ・境界については、隣接地所有者と協議してください。 ・大和高田市は、公売財産の引渡義務を負いません。 ・大和高田市は、民法改正前の瑕疵担保責任を負いません。 ・現在、敷地利用している個人及び事業者との協議は、当事者間で行ってください。 | | |
|---|--|--|

公告第124号

大和高田市都市計画公聴会規則第2条により、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定に基づき、大和都市計画道路の変更原案に係る公聴会を開催しますので、次のとおり公告します。

令和6年12月27日

大和高田市長 堀内 大造

- 公聴会の開催の日時
令和7年2月9日（日）午後2時から
- 公聴会開催の場所
大和高田市役所 1階市民サロン
- 作成しようとする都市計画の原案の概要
種類： 大和都市計画道路の変更
名称： 3・5・700 西大路線、3・4・57 大和高田当麻線
位置： 大和高田市内
- 都市計画の原案に関する閲覧
原案の概要に関する図書は、大和高田市役所環境建設部都市計画課において、令和7年1月16日（木）から令和7年1月30日（木）まで一般の閲覧に供します。
- 公述申出書の提出方法及び提出期限
公聴会に出席して意見を述べようとする者（市民、利害関係者に限る。）は、公述申出書に住所、名前、年齢、職業、電話番号、意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、令和7年1月30日（木）までに、大和高田市役所環境建設部都市計画課に必着するよう提出してください。（様式は問いません。）
- 公述人の選定及び通知
公聴会において意見を述べることができる者は、公述申出書を提出した者のうちから大和高田市長が選定し、その旨を通知した者としてします。
- 公聴会に関する問い合わせ
大和高田市環境建設部都市計画課 連絡先 0745-22-1101

公告第125号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和6年12月27日

大和高田市長 堀内 大造

1 件 名	令和6年度低所得世帯支援給付金（物価高騰分）給付事業運営業務委託
2 履行場所	奈良県大和高田市大字大中98番地4 大和高田市役所 2階市民活動室
3 契約期間	契約締結日から令和7年3月31日まで
4 業務内容等	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 （1）大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿の「役務の提供」に登録している者であること。 （2）以下のいずれかの資格を認証取得している者であること。 ・プライバシーマーク【JISQ15001】 ・情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）【ISO/IEC27001（JISQ27001）】 （3）令和3年4月1日以降で、人口5万人以上の地方公共団体発注の非課税世帯支援給付金給付事業運営業務の受託実績を有する者であること。 （4）地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 （5）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 （ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。） （6）大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 （7）（4）に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書等（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 （1）様式については、大和高田市ホームページ（以下「本市ホームページ」という。）の「入札・契約情報」よりダウンロードしてください。 （2）必要書類は、次のとおりとします。 ① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式） ② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式） ③ 5の（2）に係る認証取得を証する書類の写し ④ 5の（3）の要件を満たすことを証するもの（契約書等の写し） （3）申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。 （4）受付期間 令和6年12月27日（金）から令和7年1月15日（水）まで。

	ただし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始期間（令和6年12月28日（土）から令和7年1月5日（日）まで）を除きます。 （5）受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。 （6）受付場所・郵送先 〒635-8511 大和高田市大字大中98番地4 大和高田市役所 3階総務部契約監理課
7 競争入札参加資格の確認通知	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。 （1）郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 （2）競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書及び入札書類一式を送付します。 （3）競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。
8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。質疑応答票は市様式（任意様式可）とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。 （1）受付期限 令和7年1月20日（月）午後5時まで （2）送信先 大和高田市役所 総務部契約監理課 FAX 0745-49-0053 （3）回答期限 令和7年1月22日（水）午後5時まで 質疑回答は、本案件の入札公告ページに掲載します。なお、入札事務に関しての問い合わせは質問者にのみ行います。
9 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 （1）期限 令和7年1月27日（月）まで。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 （2）郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理課 （3）郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
10 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。
11 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高

	田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1 2 開札の日時等	開札は、次のとおり行います。 （１）日時 令和7年1月28日（火）午前10時30分 （２）場所 大和高田市役所 3階会議室1 （３）開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日本市ホームページで公表します。
1 3 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 （１）大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 （２）公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 （３）競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったもののした入札
1 4 落札者の決定等	落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
1 5 契約保証金	免除します。
1 6 その他	（１）大和高田市入札者心得に準拠する。 （２）天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 （３）詳細は入札説明書（仕様書）によります。 （４）契約期間について、令和7年3月議会により繰越明許費の議決が得られた場合に限り、運営状況等鑑みて契約期間等を変更する可能性があります。

教育委員会

教育委員会規則第4号

大和高田市立高田商業高等学校授業料等減免等規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年12月24日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

大和高田市立高田商業高等学校授業料等減免等規則の一部を改正する規則

大和高田市立高田商業高等学校授業料等減免等規則（平成12年教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項を次のように改める。

この規則は、大和高田市教育委員会に対する事務委任規則（平成27年規則第1号）第2条に規定する授業料、入学考査料及び入学科（以下「授業料等」という。）を減額し、免除し、又は還付する事務について必要な事項を定めるものとする。

第2条第2項各号列記以外の部分中「減免等」を「減額、免除又は還付（以下「減免等」）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会告示第20号

大和高田市教育委員会12月定例委員会を次のとおり招集する。

令和6年12月17日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

- 1 日時
令和6年12月24日（火）午前10時00分
- 2 場所
市役所5階 会議室8
- 3 議案
第1号 後援願いについて
第2号 その他

選挙管理委員会

選挙管理委員会告示第33号

令和6年12月2日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第74条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和6年12月2日

大和高田市選挙管理委員会委員長 北本 政治

3分の1の数	18,012 人
6分の1の数	9,006 人
50分の1の数	1,081 人

選挙管理委員会告示第34号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項及び公職選挙法施行規則第3条の4の規定により、令和5年12月1日から令和6年11月30日までの期間における選挙人名簿抄本閲覧の状況を、別紙のとおり公表する。

令和6年12月2日

大和高田市選挙管理委員会委員長 北本 政治

農業委員会**農業委員会告示第13号**

大和高田市農業委員会1月定例委員会を次のとおり招集する。

令和6年12月25日

大和高田市農業委員会会長 弓場 一郎

- 1 日時
令和7年1月10日（金曜日）午後3時
- 2 場所
大和高田市役所5階 会議室6
- 3 議案
第1号 農地法第3条第1項の規定による申請について
第2号 農地法第5条の規定による申請について
第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について
第5号 その他

公営企業**上下水道事業告示第19号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和6年12月5日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 都市計画の種類及び名称
名 称 大和都市計画下水道 大和高田市流域関連公共下水道
- 2 都市計画を定める土地の区域
昭和54年1月6日大和高田市告示第1号、平成元年9月13日大和高田市告示第39号、平成6年1月13日大和高田市告示第7号、平成16年9月6日大和高田市告示第99号、平成23年2月28日大和高田市告示第19号、平成30年9月13日大和高田市告示第100号の都市計画を定める区域に大和高田市大字大谷、大字築山、大字神楽、大字土庫、大字野口、大字岡崎、大字大中、大字曾大根、大字根成柿及び礒野町地内の各一部を加え、大字土庫、土庫2丁目、土庫3丁目、東雲町、材木町、曙町、旭北町、今里町、中今里町、旭南町、東三倉堂町、田井新町、蔵之宮町、南陽町の各一部を削る。
- 3 都市計画案の縦覧場所
大和高田市 上下水道部 下水道課